

水質汚濁防止法に基づく 届出の手引き

平成29年4月10日 改訂

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課

目 次

I	水質汚濁防止法の概要	1
1	水質汚濁防止法の目的	2
2	水質汚濁防止法で使用している用語の定義	2
3	法規制のしくみ	7
4	排出水の排出の規制等	8
5	事業者の義務	8
6	行政権限	1 2
7	罰則	1 4
8	関係法令等	1 4
II	特定施設	1 5
	政令で定められている特定施設一覧表	1 6
III	排水基準等	2 7
1	環境大臣が環境省令で定める排水基準（一律排水基準）	2 9
2	北海道が条例で定める排水基準（上乘せ排水基準）	3 5
3	特定地下浸透水が有害物質を含むものの要件	3 8
IV	構造基準等	4 0
	規則で定められている構造基準および点検一覧表	4 2
V	届出	5 1
1	届出の概要	5 8
2	届出書の記載要領と記載例	6 4
3	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置届出等の記載例	5 5
4	氏名変更等届出書の記載例	1 0 0
5	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書の記載例	1 0 1
6	承継届出書の記載例	1 0 2
VI	参考	1 0 3
	公害防止管理者制度について	1 0 4

I 水質汚濁防止法の概要

I 水質汚濁防止法の概要

1 水質汚濁防止法の目的（第1条）

水質汚濁防止法は、工場及び事業場における事業活動によって発生した排出水及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域の水質及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任を定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。

2 水質汚濁防止法で使用している用語の定義（法第2条）

(1) 「公共用水域」

「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。

なお、本法上の「公共用水域」には、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているものは含まれません。

(2) 「特定施設」（Ⅱ章 p.16 参照）

「特定施設」とは、次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいいます。現在、政令で定める特定施設は、16頁以降に掲げるとおりです。

ア 人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質として政令で定める物質（以下、「有害物質」という。）を含むこと。

1. カドミウム及びその化合物
2. シアン化合物
3. 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名 EPN）に限る）
4. 鉛及びその化合物
5. 六価クロム化合物
6. 砒素及びその化合物
7. 水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物
8. ポリ塩化ビフェニル（別名 PCB）
9. トリクロロエチレン
10. テトラクロロエチレン

11. ジクロロメタン
12. 四塩化炭素
13. 1,2-ジクロロエタン
14. 1,1-ジクロロエチレン
15. 1,2-ジクロロエチレン
16. 1,1,1-トリクロロエタン
17. 1,1,2-トリクロロエタン
18. 1,3-ジクロロプロペン
19. テトラメチルチラウムジスルフィド（別名チラウム）
20. 2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）
21. s-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
22. ベンゼン
23. セレン及びその化合物
24. ほう素及びその化合物
25. ふっ素及びその化合物
26. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27. 塩化ビニルモノマー
28. 1,4-ジオキサン

イ 水の汚染状態（熱によるものを含み、アに規定する物質によるものを除く）を示す項目として政令で定める項目（以下「生活環境項目」という。）に関し、生活環境に係る被害を生じるおそれのある程度のものであること。

1. 水素イオン濃度
2. 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
3. 浮遊物質
4. ノルマルヘキサン抽出物質含有量
5. フェノール類含有量
6. 銅含有量
7. 亜鉛含有量
8. 溶解性鉄含有量
9. 溶解性マンガン含有量
10. クロム含有量
11. 大腸菌群数
12. 窒素又は燐の含有量（湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合に限り。）

（3）「有害物質使用特定施設」

「有害物質使用特定施設」とは、特定施設のうち、有害物質をその施設において、製造し、使用し、又は処理する特定施設をいいます。

(4) 「特定事業場」

「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいいます。

(5) 「有害物質使用特定事業場」

「有害物質使用特定事業場」とは、有害物質使用特定施設を設置する特定事業場をいいます。

(6) 汚水等

「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいいます。

(7) 「排水水」

「排水水」とは、特定施設から排出される汚水、廃液のみではなく特定施設を設置する工場又は事業場（「特定事業場」という。）から公共用水域に排出されるすべての水を含みます。

(8) 排水口

「排水口」とは、排水水を排出する場所をいいます。

(9) 「特定地下浸透水」

「特定地下浸透水」とは、有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいいます。

(10) 貯油施設等

「貯油施設等」とは、原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油及び動植物油（以下「油」といいます。）を貯蔵する貯油施設、又は油を含む水を処理する油水分離施設をいいます。

(11) 貯油事業場等

「貯油事業場等」とは、貯油施設等を設置する工場又は事業場をいいます。

(12) 指定施設

「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（以下「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいいます。

1. ホルムアルデヒド
2. ヒドラジン
3. ヒドロキシルアミン

4. 過酸化水素
5. 塩化水素
6. 水酸化ナトリウム
7. アクリロニトリル
8. 水酸化カリウム
9. アクリルアミド
10. アクリル酸
11. 次亜塩素酸ナトリウム
12. 二硫化炭素
13. 酢酸エチル
14. メチル-ターシヤリ-ブチルエーテル (別名MTBE)
15. 硫酸
16. ホスゲン
17. 1,2-ジクロロプロパン
18. クロルスルホン酸
19. 塩化チオニル
20. クロロホルム
21. 硫酸ジメチル
22. クロルピクリン
23. りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロロボス又はDDVP)
24. ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP)
25. トルエン
26. エピクロロヒドリン
27. スチレン
28. キシレン
29. パラ-ジクロロベンゼン
30. N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
31. 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)
32. テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)
33. チオりん酸O・O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)
34. チオりん酸S-ベンジル-O・O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)
35. 1,3-ジチオラン-ニ-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
36. チオりん酸O・O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニ

- ル) (別名ダイアジノン)
37. チオリン酸O・O-ジエチル-O- (5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)
 38. 4-ニトロフェニル-2, 4, 6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフエン又はCNP)
 39. チオリン酸O・O-ジエチル-O- (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)
 40. フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
 41. エチル= (Z) -3 - [N-ベンジル-N- [[メチル (1 -メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
 42. 1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
 43. 臭素
 44. アルミニウム及びその化合物
 45. ニッケル及びその化合物
 46. モリブデン及びその化合物
 47. アンチモン及びその化合物
 48. 塩素酸及びその塩
 49. 臭素酸及びその塩
 50. クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
 51. マンガン及びその化合物
 52. 鉄及びその化合物
 53. 銅及びその化合物
 54. 亜鉛及びその化合物
 55. フェノール類及びその塩類

(13) 指定事業場

「指定事業場」とは、指定施設を設置する工場又は事業場をいいます。

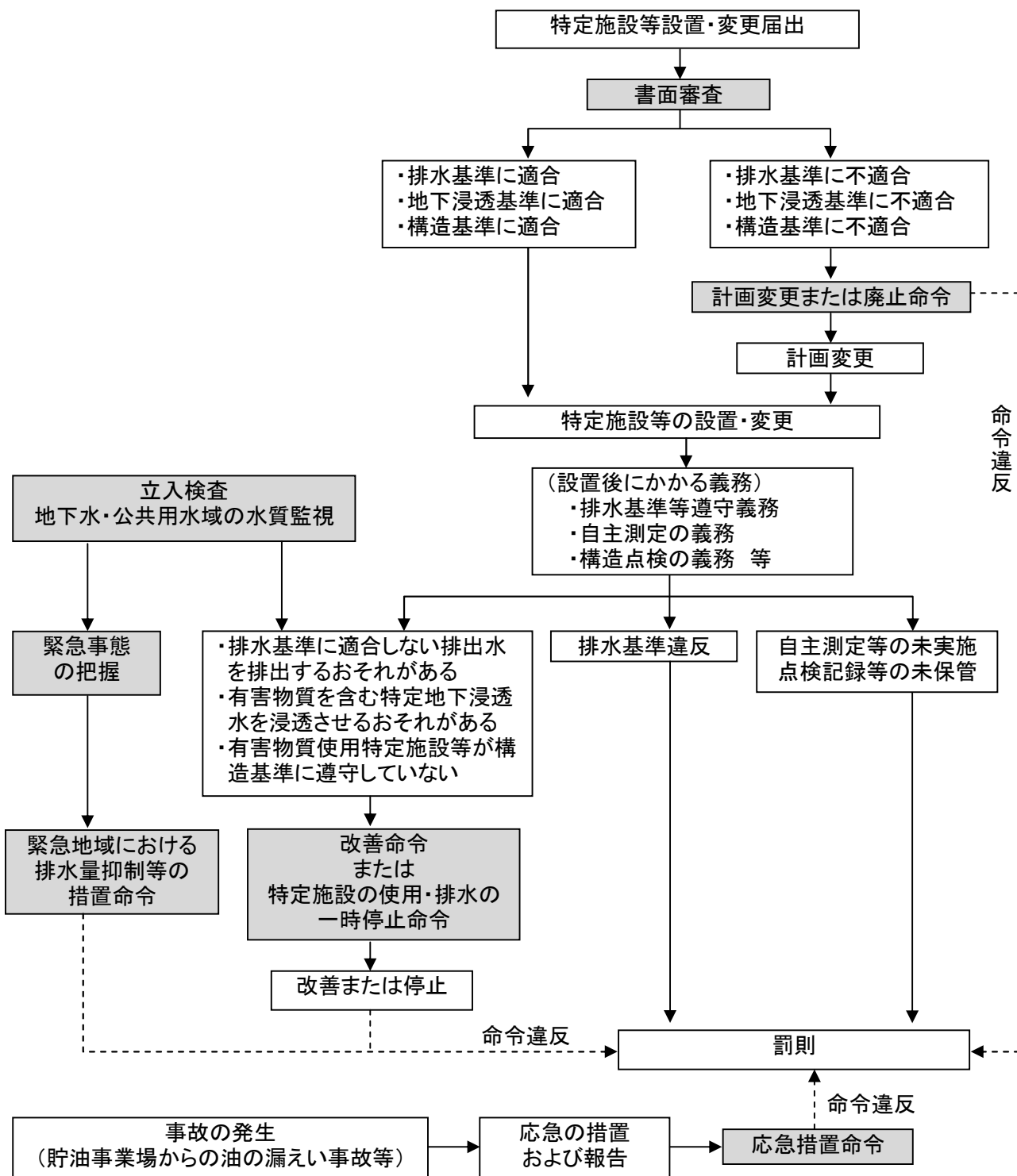
(14) 有害物質貯蔵指定施設

「有害物質貯蔵指定施設」とは、有害物質を含む液状のものを貯蔵する指定施設をいいます。

3 法規制のしくみ

特定施設（有害物質使用特定施設を含む）を設置する特定事業場は、公共用水域に排出する排水について排水基準が適用され、また、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水については、地下へ浸透させることが禁止されるほか、下図のとおりです。

水質汚濁防止法の体系



4 排出水の排出の規制等（Ⅲ章 p. 27 参照）

（1）排出水の濃度規制（法第 3 条，第 12 条）

特定事業場から公共用水域に排出される水（排出水）には有害物質等 42 項目にわたり、全国一律の排水基準（一律排水基準）が定められています。

また、この一律基準では、水質汚濁防止が十分でない公共用水域について、都道府県条例で一律排水基準にかえてより厳しい基準（上乘せ排水基準）が定められることになっています。

北海道では、この規定に基づいて上乘せ排水基準を設定し、排水規制を実施しています。

（2）有害物質を含む特定地下浸透水の地下浸透の禁止（法第 12 条の 3）

有害物質使用特定事業場では、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水の地下への浸透が禁止されています。

5 事業者の義務

特定施設を設置し、工場・事業場から公共用水域へ排出水（設置されている特定施設からの排水だけではなく、特定施設以外の施設からの排水も含む。）を排出する事業者、有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む）を含む水を地下に浸透させる事業者、及び有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）を設置する事業者には次のような義務が課せられています。

また、特定事業場、指定事業場及び貯油事業場の設置者には、（7）の事故時の措置の義務が課せられます。

さらに、特定事業場の設置者等に限らず全ての事業者は、その事業活動に伴う水質の汚濁の防止するために（8）の責務が課せられています。

（1）特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置等の届出義務（V章 p. 51 参照）

①特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置の届出（法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項）

②特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の届出（法第 6 条第 1 項又は第 2 項）

③特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造等の変更の届出（法第 7 条）

④氏名の変更等の届出（法第 10 条）

⑤特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用廃止の届出（ 〃 ）

⑥承継の届出（法第 11 条）

※①又は③の届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法を変更してはなりません。（法第 9 条第 1 項）

ただし、市長は、①又は③の届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、その期間を短縮することができます。（法第 9 条第 2 項）

(2) 排水基準の遵守及び有害物質を含む特定地下浸透水を地下へ浸透させないこと(法第12条、第12条の3)

排水水を排出する者は、特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはなりません。

また、有害物質使用特定事業場から水を排出する者(特定地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、環境大臣が定める方法により有害物質による汚染状態を検定した場合に当該有害物質が検出される特定地下浸透水を浸透させてはなりません。

※「環境大臣が定める方法」＝「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」(平成元年8月21日公布、環境庁告示第39号)

(3) 有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務(法第12条の4)

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。この構造等に関する基準の遵守義務は、有害物質使用特定施設として従来から水質汚濁防止法に基づく届出を行っていた施設(特定地下浸透水を地下に浸透させる者を除く。)にも適用されます(構造基準 IV章 p42 参照)。

(4) 自主測定義務(法第14条第1項)

排水水を排出する者又は特定地下浸透水を浸透させる者は、次により当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しておくなければなりません。

ア 当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められている事項について、当該排水基準の検定方法により行うこと。

※「排水基準の検定方法」

「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年9月30日公布、環境庁告示第64号)

(ア) 当該事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項のうち、「特定施設の設置(使用、変更)届出書」の様式第1別紙4により届け出た項目については1年に1回以上測定を行うこと。

ただし、旅館業(温泉を利用するものに限る。)に属する特定事業場に係る排水水の汚染状態の測定のうち、次の項目については3年に1回以上測定を行うこと。

- ・砒素及びその化合物
- ・ほう素及びその化合物
- ・ふっ素及びその化合物
- ・水素イオン濃度
- ・銅含有量
- ・亜鉛含有量

- ・溶解性鉄含有量
- ・溶解性マンガン含有量
- ・クロム含有量

(イ) 当該事業場の排水に係る排水基準に定められた事項のうち、(ア)以外の項目については必要に応じて測定を行うこと。

イ 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により行うこと。

※「環境大臣が定める方法」

「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」(平成元年8月21日公布、環境庁告示第39号)

(ア) 有害物質のうち「特定施設の設置(使用、変更)届出書」の様式第1別紙9により届け出た項目については1年に1回以上測定を行うこと。

(イ) 有害物質のうち、(ア)以外の項目については必要に応じて測定を行うこと。

ウ 測定のための試料は、測定しようとする排水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。

エ 測定の結果は、次の様式による水質測定記録表により記録し、その記録を当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は計量証明書とともに3年間保存すること。

ただし、計量法に基づく計量証明の事業の登録を受けたものから規則様式第8の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した証明書(計量証明書)の交付を受けた場合にあっては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

様式第8 (第9条関係)

水質測定記録表

排水の汚染状態 (特定地下浸透水の汚染状態)

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備 考
	名 称	排水量 (m ³ /日)								

- 備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考にこれを明示すること。
2 排水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

自主測定結果の報告義務（昭和50年8月1日・札幌市水質汚濁防止指導要綱）

札幌市では、水質汚濁防止法第14条第1項の趣旨の徹底を図るため、地域の水環境への負荷寄与率の大きい特定事業場に対し、下表に定める要領で、自主測定を実施しその結果を定期的に報告することを義務付けています。

（表）

対象特定事業場		水質測定項目	測定回数
公共用水域に有害物質（水質汚濁防止法施行令第2条に掲げる物質）を排出するもの		水質汚濁防止法施行令第2条に掲げる物質	2カ月に1回以上
生活環境項目（水質汚濁防止法施行令第3条に掲げる項目）に係る	1日当たりの排出量が500m ³ 以上のもの	水質汚濁防止法施行令第3条に掲げる物質	2カ月に1回以上
	1日当たりの排出量が500m ³ 未満で排出基準の適用を受けるもの	水質汚濁防止法施行令第3条に掲げる物質	6カ月に1回以上
排水を排出するもの	排水基準の適用を受けないもの	水質汚濁防止法施行令第3条に掲げる物質	年1回以上

備考 特定事業場設置者は、市長の承認を得て、その事業活動の内容等からみて、測定のない項目については除外し、もしくは、測定回数を減ずることができるものとする。

（5）排水の排水方法を適切にする義務（法第14条第4項）

排水を排出する者は、公共用水域の水質の汚濁状態を考慮して（利水状況との関連を含めて）特定事業場の排水口の位置その他の排水の排出の方法（季節的な利水等による排出量の調整等）を適切にしなければなりません。

（6）点検に関する義務（法第14条第5項）

有害物質使用特定施設（または貯蔵指定施設）を設置している者は、施設について定期的に点検し、その結果を記録し、これを3年以上保存しなければなりません（点検内容と頻度 IV章 p. 42 参照）。

（7）事故時の措置の義務（法第14条の2第1項、第2項、第3項）

ア 特定事業場設置者の応急措置および報告の義務

特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が法2条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しない恐れがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質若しくは当該排

水基準に適合しない恐れがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届出なければなりません。

イ 指定事業場設置者の応急措置のおよび報告の義務

指定事業場の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければなりません。

ウ 貯油事業場等設置者の応急措置および報告の義務

貯油事業場等の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければなりません。

(8) 事業者の責務（法第14条の4）

事業者は、その事業活動に伴う汚水等又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透状況を把握するとともに、公共用水域又は地下水の水質汚濁の防止のために必要な措置を講じるようにしなければなりません。

6 行政権限

事業者は排水基準等を守らせ又は有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させることなく、公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するために、札幌市長には、次の行政権限が認められています。

(1) 計画変更命令等（法第8条）

市長は、特定施設の設置の届出又は構造等の変更届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（構造等の変更の届出に係る計画の廃止を含む。）又は設置の届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることが出来ます。

(2) 改善命令等（法第 13 条第 1 項、第 13 条の 2 第 1 項）

市長は、排水水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるとき、又は有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）が、省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水水の排出又は特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができます。

(3) 事故時の措置（法第 14 条の 2 第 4 項）

市長は、特定事業場の設置者、指定施設の設置者又は貯油事業場等の設置者が 4 (5) の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。

(4) 地下水の浄化措置命令（法第 14 条の 3 第 1 項、第 2 項）

市長は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができます。

この規定は、浸透があったときにおいて当該特定事業場の設置者であった者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることを命ずることができます。

(5) 緊急時の措置（法第 18 条）

市長は、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、省令で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排水水を排出する者に対し、期間を定めて、排水水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

(6) 報告及び検査（法第 22 条）

市長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場の設置者又は設置者であった者に対し、特定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができます。

7 罰則

次表のとおり罰則が規定されています。

適用	罰 則	条文
①計画変更命令又は改善命令等に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	法第30条
②排水基準に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (ただし、過失で排水基準違反をした場合は 3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金。)	法第31条
③緊急時の措置命令及び事故時の応急措置命令に違反した場合		
④特定施設の設置届出、構造等変更届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	法第32条
⑤特定施設の使用届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	30万円以下の罰金	法第33条
⑥工事の実施制限期間に違反した場合		
⑦汚濁負荷量の測定結果を記録しなかったり、虚偽の記録をした場合		
⑧報告をせずに若しくは虚偽の報告をしたり、立入検査を拒み妨げ、若しくは忌避した場合		
⑨氏名等の変更届出、特定施設使用廃止届出、承継届出、汚濁負荷量の測定手法の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料	法第35条

(注) 表の①～⑧に該当する場合は、行為者のみでなく法人に対しても罰金が科せられます。

8 関係法令等

水質汚濁防止法の関係法令としては、次のようなもの等があり、これら法令等に基づく手続き、規制等がある場合がありますので、各法令を所管する機関に確認するなど、これらの遵守等に留意してください。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建築基準法
- ・ 化製場等に関する法律
- ・ 消防法
- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- ・ 浄化槽法
- ・ 下水道法
- ・ 河川法
- ・ 鉱山保安法
- ・ 電気事業法

Ⅱ 特定施設

II 特定施設

政令で定められている特定施設一覧表

番号	特定施設	番号	特定施設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設		ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
		5	みそ製造業、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
		7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
		8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
		10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設		
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設		

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設	18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
		18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設	19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 へ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設	21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
14	でん粉又は化工でん粉製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設	21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
		21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設	21の4	パーティクルボードの製造業の用に供する施設であって、次に掲げる
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設		
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設		

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
	もの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設		設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設	26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設		
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設	28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施		

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
	洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設		ニ 廃ガス洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離機 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ス 湿式集じん施設
30	発酵工業（第 5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設	34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離器	36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
	ハ 湿式集じん施設		チ、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、	38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
		38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄施設を有しないものを除く。）
		39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
		40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
		41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
		42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光材洗浄施設		イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設		ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
45	木材化学工業の用に供するフルフルール蒸留施設	51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設	51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有するものを混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設	52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設	54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
50	政令第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設		
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設		ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
		64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設	64 の 2	水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	66	電気めっき施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設	66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設		
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設		

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
	げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
66の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	69の2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るもの）に限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
	。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)		る法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの
71	自動式車両洗淨施設		ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設 ※該当する施設→注2
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設 ※環境省令で定めるもの→注1	71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗淨施設(前各号に該当するものを除く。)
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設	71の6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関す	72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
		73	下水道終末処理施設
		74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

(注1)環境省令で定める科学技術に関する研究等を行う事業場(71の2)

- 1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)
- 2 大学およびその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)
- 3 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。)
- 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校

- 、専修学校、各種学校、職員訓練施設、又は職業訓練施設
- 5 保健所
- 6 検疫所
- 7 動物検疫所
- 8 植物検疫所
- 9 家畜保健衛生所
- 10 検査業に属する事業場
- 11 商品検査業に属する事業場
- 12 臨床検査業に属する事業場
- 13 犯罪鑑識施設

(注2) 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条）

イの施設

- 1 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10 m³を超えるもの（第1号）
- 2 汚泥（PCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの。（第3号）
 - イ 1日当たりの処理能力が5 m³を超えるもの
 - ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの
 - ハ 火格子面積が2 m²以上のもの
- 3 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10 m³を超えるもの。（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）（第4号）
- 4 廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの。（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）（第5号）
 - イ 1日当たりの処理能力が1 m³を超えるもの
 - ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの
 - ハ 火格子面積が2 m²以上のもの
- 5 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50 m³を超えるもの。（第6号）
- 6 廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの（第8号）
 - イ 1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの
 - ウ 火格子面積が2 m²以上のもの
- 7 汚でい、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設。（第11号）

ロの施設

- 8 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設（第12号）

- 9 廃PCB（PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。）又はPCB処理物の分解施設（第12号の2）
- 10 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設（第13号）

Ⅲ 排水基準等

Ⅲ 排水基準等

水質汚濁防止法では、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制することにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護し、生活環境を保全することとしています。

この排出水の排出の規制の基準となるものが、排水基準であり、排出水の汚染状態の許容限度として、対象となる有害物質または項目ごとに設定されています。

排水基準には、①環境大臣が全公共用水域を対象に、全特定事業場に一律に適用するよう環境省令で定める排水基準（一律排水基準、排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号））、②都道府県が本法に基づき条例で定める排水基準（上乘せ排水基準、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年4月3日条例第27号））の二つがありますが、上乘せ排水基準は、環境大臣（国）が設定した一律の排水基準では水質汚濁防止法上不十分と認められる水域について都道府県が条例で、よりきびしい排水基準を上乘せするものであり、上乘せ排水基準が適用される区域の特定事業場は、定められる項目について、一律排水基準ではなく、上乘せ排水基準が適用されます。

また、地下に浸透する水の浸透の規制として、特定地下浸透水が有害物質を含むものの要件が対象となる有害物質ごとに設定されています。（水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年8月21日環境庁告示第39号））

1 環境大臣が環境省令で定める排水基準（一律排水基準）

排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）

（1）有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びEPNに限る）	1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1 mg/L
PCB	0.003 mg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	ほう素及びその化合物 （一部業種に暫定基準あり）	海域以外に排出 10 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	ふっ素及びその化合物 （一部業種に暫定基準あり）	海域以外に排出 8 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 （一部業種に暫定基準あり）	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

備考

- 「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際（昭和49年12月1日）現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に

属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

注) 排水基準を定める省令 附則 (平成5年・12月27日 総令54) 第4項

平成6年2月1日において備考2に規定する旅館業に属する事業場(旅館業に属する特定事業場)から排出される水を受け入れている下水道(下水道終末処理施設を設置している特定事業場)であって、次の算式により計算された値が0.1を超えるものから排出される排水水の砒素及びその化合物に係る排水基準については、(1)有害物質に係る排水基準(省令別表第1)(0.1mg/l)に係わず、当分の間、なお従前の例(0.5mg/l)による。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 下水道に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の砒素及びその化合物による汚染状態の通常値(mg/l)

Q_i 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量(m^3 /日)

Q 当該下水道から排出される排水水の通常量(m^3 /日)

注2) 一般排水基準への対応が著しく困難な業種等に対し、経過的な措置として、亜鉛等一部の項目については、(4)～(7)のとおり暫定排水基準が適用される。

(2) 生活環境項目に係る排水基準

ア 一般項目	許容限度	イ 特殊項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)(pH)	海域以外に排出 5.8~8.6	n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	5 mg/L
	海域に排出 5.0~9.0	n-ヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	30 mg/L
生物化学的酸素要求量(BOD)	160(日間平均120) mg/L	フェノール類含有量	5 mg/L
化学的酸素要求量(COD)	160(日間平均120) mg/L	銅含有量	3 mg/L
浮遊物質(SS)	200(日間平均150) mg/L	亜鉛含有量 (一部業種に暫定基準あり)	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/ cm^3	鉄(溶解性)含有量	10 mg/L
窒素含有量	120(日間平均 60) mg/L	マンガン(溶解性)含有量	10 mg/L
リン含有量	16(日間平均 8) mg/L	クロム含有量	2 mg/L

備考

- 「日間平均」による許容限度は、一日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水水の量が $50m^3$ 以上である

工場又は事業場に係る排水水について適用する。

- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5 BOD についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、COD についての排水基準は海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用される。
- 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

(3) 窒素・燐に係る排水基準適用対象湖沼（昭和 60 年 5 月 30 日環境庁告示第 27 号）
（一部改正 平成元年 7 月 25 日環境庁告示第 38 号）

窒素及び燐に係る排水基準適用対象湖沼（札幌市関係分）

湖 沼	対 象 項 目
定山溪ダム貯水池（さっぽろ湖）	燐
ペケレット湖	窒素， 燐
豊平峡ダム貯水池（定山湖）	燐
モエレ沼	燐

(4) 暫定基準 1（平成13年 7 月 1 日から平成31年 6 月30日まで適用）
（平成 13 年 6 月 13 日環境省令第 21 号附則別表）

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水水を排出するものに限る。)	30mg/L
	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排水水を排出するものに限る。)	40mg/L
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、か	

	つ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	
	貴金属製造・再生業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	
	下水道業(旅館業(温泉を利用するものに限る。)に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	50mg/L
	金属鉱業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	100mg/L
	うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	140mg/L
	旅館業(温泉を利用するものに限る。)	500mg/L
ふっ素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	12mg/L
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであって、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排水の量が50 m ³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	15mg/L
	旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(以下「改正政令」という。)の施行の際(昭和49年12月1日)現にゆう出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排水の量が50 m ³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	
	旅館業(温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ)を除く。以下同じ。)を利用するものであって1日当たりの平均的な排水の量が50 m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排水の量が50 m ³ 未満であるものに限る。)	40mg/L
	旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。))を利用するものであって1日当たりの平均的な排水の量が50 m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現にゆう出していた温泉を利用するものに限る。)	50mg/L

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	下水道業（特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。）	130mg/L
	酸化コバルト製造業	160mg/L
	畜産農業	600mg/L
	ジルコニウム化合物製造業	700mg/L
	モリブデン化合物製造業	1500mg/L
	バナジウム化合物製造業	1650mg/L
	貴金属製造・再生業	2900mg/L

備考

1 この表に掲げる有害物質の種類ごとの業種その他の区分に属する工場又は事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、(1)有害物質に係る排水基準(省令別表第1)(p.34)又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えるものをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場(以下「当該下水道」という。)に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値(mg/l)

Q_i 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量(m³/日)

Q 当該下水道から排出される排水の通常量(m³/日)

注) この表の適用については、当該工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなす。

(5) 暫定基準2(平成18年12月11日から平成33年12月10日まで適用)

(平成18年11月10日環境省令第33号附則別表)

項目	業種	許容限度
亜鉛含有量	金属鋳業	5mg/L
	電気めっき業	
	下水道業(金属鋳業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業(表	

	面処理を行うものに限る。) 、溶融めっき業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。備考第 2 項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	
<p>備考</p> <p>1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。</p> <p>2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。</p> $\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$ <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>この式において、C_i、Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C_i 当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場（以下「当該下水道」という。）に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値 (mg/l)</p> <p>Q_i 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量 (m³/日)</p> <p>Q 当該下水道から排出される排出水の通常量 (m³/日)</p> </div>		

(6) 暫定基準 3 (平成24年5月25日から平成30年5月24日まで適用)

(平成 24 年 5 月 23 日環境省令第 15 号 附則別表)

有害物質の種類	業種	許容限度
1,4-ジオキサン	エチレンオキサイド製造業	6 mg/L
	エチレングリコール製造業	6 mg/L

(7) 暫定基準 4

(平成 26 年 11 月 4 日環境省令第 30 号 附則別表)

有害物質の種類	業種	許容限度	期限
カドミウム及びその化合物	金属鋳業	0.08 mg/L	平成 31 年 11 月 30 日
	非鉄金属第一次製錬・精製業 (亜鉛に係るものに限る。)	0.09 mg/L	平成 29 年 11 月 30 日
	非鉄金属第二次製錬・精製業 (亜鉛に係るものに限る。)	0.09 mg/L	
	溶融めっき業 (溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)	0.1 mg/L	

2 北海道が条例で定める排水基準（上乘せ排水基準）

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年4月3日条例第27号）平成28年12月1日改正施行

（1）有害物質に係る排水基準（条例別表第1）

適用区域 (設定年)	項目 対象業種	許容限度 (mg/L)					
		カドミ ウム及 びその 化合物	シアン 化合物	有機燐 化合物	六価ク ロム化 合物	砒素及 びその 化合物	水銀及びア ルキル水銀 その他水銀 化合物
石狩川水域 (47)	特定金属鉱業	-	0.6	-	-	-	-
参考(一律基準)		0.03	1	1	0.5	0.1	0.005

備考

- 「特定金属鉱業」とは、鉛鉱業、亜鉛鉱業、鉛亜鉛鉱業、銅鉱業、硫化鉄鉱業、黄鉄鉱業、磁硫鉄鉱業、すず鉱業、砂すず鉱業、アンチモン鉱業、水銀鉱業、蒼そう鉛鉱業及び砒ひ鉱業をいう。
- (略)
- この表に掲げる砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の日（昭和49年12月1日）において現にゆう出している温泉（温泉法第2第1に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間適用しない。

（2）生活環境項目に係る排水基準（条例別表第2）

一律排水基準

- ・生物化学的酸素要求量(BOD) 許容限度 160mg/L 日間平均 120mg/L
- ・浮遊物質(SS) 許容限度 200mg/L 日間平均 150mg/L

(設定年) 適用区域	項目 対象業種又は施設	生物化学的酸素 要求量(BOD) (mg/L)		浮遊物質 量(SS) (mg/L)	
		許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均
(48) (51) 新川 水域	水産食料品製造業 (20m ³ 以上50m ³ 未満)	160	120	200	150
	農産保存食料品製造業 (20m ³ 以上50m ³ 未満)	160	120	200	150
	みそ製造業 (20m ³ 以上50m ³ 未満)	160	120	200	150
	蒸留酒・混成酒製造 (5,000m ³ 以上)	80	60	-	-
	動物系飼料及び有機質肥料製造業 (10m ³ 以上50m ³ 未満)	160	120	200	150
	紙製造業	-	-	150	110

	洗たく業（20m ³ 以上50m ³ 未満）	160	120	200	150
	し尿処理施設（し尿浄化槽を除く）	40	30	90	70
	し尿浄化槽（S46. 9. 23以前に設置されたもの）	120	90	-	-
	し尿浄化槽（S46. 9. 24からS47. 9. 30までの間に設置されたもの）	80	60	-	-
	し尿浄化槽（S47. 10. 1以後に設置されたもの）	40	30	90	70
	下水道終末処理施設（活性汚泥法又は標準散水ろ床法によるもの）	-	20	-	70
石狩川水域 (47)	肉製品製造業	80	60	70	50
	乳製品製造業（1,000m ³ 以上）	80	60	70	50
	紙製造業	-	-	150	110
	パルプ製造業（クラフトパルプ製造施設のみを有するものに限る。）	150	110	120	100
	パルプ製造業（クラフトパルプ製造施設のみを有するものを除く。）	-	-	120	100
	化学肥料製造業	-	-	70	50
	ガス供給業	80	60	70	50
	と畜業（活性汚泥法により排出水进行处理するものに限る。）	-	-	70	50
	し尿処理施設（昭和46年9月23日以前に設置されたものであってし尿浄化槽以外のもの）	40	30	90	70
	し尿処理施設（昭和46年9月24日以後に設置されたものであってし尿浄化槽以外のもの）	40	30	90	70
	し尿浄化槽（昭和46年9月23日以前に設置されたものであって建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員（以下「処理対象人員」という。）が501人以上のものに限る。）	120	90	-	-
	し尿浄化槽（昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。）	80	60	-	-
	し尿浄化槽（昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。）	40	30	90	70
下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。）	-	20	-	70	

	下水道終末処理施設（高速散水ろ床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。	-	60	-	120
石狩川水域 (札幌市の区域に限る)	小麦粉製造業，清涼飲料製造業，めん類製造業，セメント製品製造業，印刷業，金属製品製造業及び自動車整備業 (20m ³ /日以上50m ³ /日未満)	160	120	200	150
	洗たく業(20m ³ /日以上50m ³ /日未満)	260	200	200	150
	皮革製造業(20m ³ /日以上50m ³ /日未満)	2,300	1,800	2,000	1,500

備考

- この表に掲げる排水基準は、表中に特別の定めがないかぎり 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である特定事業場に係る排出水について適用する。
- 対象業種欄 () 内の「〇〇m³/日以上」、「〇〇m³/日以上〇〇m³未満」、「〇〇m³/未満」は、上乗せ排水基準が適用となる 1 日当たりの平均的な排出水の量を示す。
- この表に掲げるし尿浄化槽とは、建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものをいう。
- 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 特定地下浸透水が有害物質を含むものの要件

特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件は、次の表の中欄に掲げる検定方法により左欄に掲げる有害物質を検定した場合において、右欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合です。

水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成元年8月21日環境庁告示第39号) 告示別表

有害物質の種類	検定方法	備考
カドミウム及びその化合物	日本工業規格K0102(以下「規格」という)55に定める方法(ただし、規格55.1に定める方法にあっては規格55の備考1に定める操作を行うものとする)	0.001mg/L
シアン化合物	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法	0.1mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る)	昭和49年9月環境庁告示第64号(環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)(以下「排水基準告示」という)付表1に掲げる方法	0.1mg/L
鉛及びその化合物	規格54に定める方法(ただし、規格54.1に定める方法にあっては規格54の備考1に定める方法を、規格54.3に定める方法にあっては規格54の備考3に定める操作を行うものとする。	0.005mg/L
六価クロム化合物	規格65.2.1に定める方法(但し、着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難な場合にあっては、規格65の備考15のb)(第1段を除く。)及び規格65.1に定める方法	0.04mg/L
砒素及びその化合物	規格61に定める方法	0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「環境基準告示」という)付表1に掲げる方法	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法	0.0005mg/L
P C B	環境基準告示付表3に掲げる方法	0.0005mg/L
ジクロロメタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002mg/L
四塩化炭素	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002mg/L

1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 トランス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	シス体 0.004mg/L トランス体 0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0006mg/L
トリクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1.又は5.5に定める方法	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1.又は5.5に定める方法	0.0005mg/L
1,3-ジクロロプロペン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002mg/L
チウラム	環境基準告示付表4に掲げる方法	0.0006mg/L
シマジン	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003mg/L
チオベンカルブ	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.002mg/L
ベンゼン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001mg/L
セレン及びその化合物	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法	0.002mg/L
ほう素及びその化合物	規格47に定める方法	0.2mg/L
ふっ素及びその化合物	規格34.1若しくは34.2に定める方法又は規格34.1C(注(6)第3文を除く。)に定める方法及び環境基準告示付表6に掲げる方法	0.2mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格4.2.2、42.3又は42.5に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格43.2.5に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法	アンモニア又はアンモニウム化合物 0.7mg/L 亜硝酸化合物 0.2mg/L 硝酸化合物 0.2mg/L
1,4-ジオキサン	環境基準告示付表7に掲げる方法	0.005mg/L
塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)	平成9年3月環境庁告示第10号(地下水の水質汚濁に係る環境基準について)付表に掲げる方法	0.0002mg/L

IV 構造基準等

IV 構造基準等

水質汚濁防止法では、平成元年以降、有害物質を使用する特定事業場において、有害物質の地下浸透を禁止されています。しかしながら、その後も地下水汚染の事例が継続的に確認されていることを踏まえ、平成 23 年に水濁法の一部が改正されました（平成 23 年 6 月 22 日公布、平成 24 年 6 月 1 日施行）。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 71 号）においては、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を取り扱う施設・設備や作業における漏えいを防止するとともに、漏えいが生じたとしても地下への浸透を防止し地下水の汚染に至ることのないよう、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務、定期点検及び結果の記録・保存の義務等の規定が新たに設けられています。

有害物質使用特定施設に係る構造の基準は、以下の 2 つに分類されます。

- ・ A 基準：既設または新設される施設を対象とした措置
- ・ B 基準：既設の施設を対象とした措置

平成 24 年 6 月 1 日以降に新設される施設については A 基準に、平成 24 年 6 月 1 日以前から設置されていた既存施設については A 基準または B 基準に適合するとともに、構造に応じた方法と頻度で定期点検を行う必要があります。

なお、既設の施設について改正水濁法の施行後 3 年間適用されていた C 基準については、平成 27 年 5 月 30 日を持って適用期限が満了しています。

1 床面及び周囲にかかる構造基準と点検

(1) A基準 (1～3のいずれかに適合すること)

構造基準	定期点検	
	内容	頻度
<p>1 次の①および②のいずれにも適合すること。</p> <p>① 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>② 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という。)が設置されていること。</p>	<p>(アおよびイ)</p> <p>ア 床面のひび割れ、被覆の損傷その他の以上の有無</p> <p>イ 防液堤等のひび割れその他の異常の有無</p>	<p>ア 1年に1回以上</p> <p>イ 1年に1回以上</p>
<p>2 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>措置に応じた事項</p>	<p>措置に応じた頻度</p>
<p>3 施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できる</p>	<p>床の下への漏えいの有無</p>	<p>1月に1回以上</p>

(2) B基準 (1または2のいずれかに適合すること)

構造基準	定期点検	
	内容	頻度
<p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面がA基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲についてAに規定する基準に適合すること。</p> <p>② 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。</p>	<p>(アおよびイ)</p> <p>ア 床面のひび割れ、被覆の損傷その他の以上の有無</p> <p>イ 防液堤等のひび割れその他の異常の有無</p>	<p>ア 1年に1回以上</p> <p>イ 1年に1回以上</p>
<p>2 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面がA基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること。</p>		

2 施設本体にかかる構造基準と点検

有害物質使用特定施設本体に構造基準はかからないが、床面及び周囲の構造に応じて点検を要する。

(1) 床面及び周囲の構造がA基準に適合する場合

定期点検	
内容	頻度
(アおよびイ) ア 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 イ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	ア 1年に1回以上 イ 1年に1回以上

(2) 床面及び周囲の構造がB基準に適合する場合

定期点検	
内容	頻度
(アおよびイ) [*] ア 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 イ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	ア 1年に1回以上 イ 1月に1回以上
※ または、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検	※方法に応じた頻度

3 地上配管にかかる構造基準と点検

(1) A基準（1または2のいずれかに適合すること）

構造基準	定期点検	
	内容	頻度
<p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>② 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>③ 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>(アおよびイ)</p> <p>ア 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</p> <p>イ 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</p>	<p>ア 1年に1回以上</p> <p>イ 1年に1回以上</p>
<p>2 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。</p>		

(2) B基準

構造基準	定期点検	
	内容	頻度
<p>有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること</p>	<p>(アおよびイ)</p> <p>ア 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</p> <p>イ 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</p>	<p>ア 6月に1回以上</p> <p>イ 6月に1回以上</p>

4 地下配管にかかる構造基準と点検

(1) A基準 (1～3のいずれかに適合すること)

構造基準	定期点検	
	内容	頻度
<p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① トレンチの中に設置されていること。</p> <p>② ①のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p>	<p>(ア～ウいずれも)</p> <p>ア 配管等の亀裂、損傷、その他の異常の有無</p> <p>イ 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</p> <p>ウ トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</p>	<p>ア 1年に1回以上</p> <p>イ 1年に1回以上</p> <p>ウ 1年に1回以上</p>
<p>2 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>② 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>③ 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>(アまたはイ)</p> <p>ア 配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認</p> <p>イ アと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>ア 1年に1回以上</p> <p>※(消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないもの)</p> <p>3年に1回以上</p> <p>※※(配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えいを確認できる措置が講じられている場合)</p> <p>3年に1回以上、かつ、配管等からの漏えいの有無の点検を1月に1回(または有害物質の濃度測定を3月に1回)以上</p> <p>イ 方法に応じた頻度</p>

3 ①または②と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項	方法に応じた頻度
----------------------------------	------------	----------

(2) B基準 (1～3のいずれかに適合すること)

構造基準	定期点検	
	内容	頻度
1 トレンチの中に設置されていること。	(ア～ウいずれも) ア 配管等の亀裂、損傷、その他の異常の有無 イ 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ウ トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	ア 6月に1回以上 イ 6月に1回以上 ウ 6月に1回以上
2 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月に1回以上)
3 1または2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項	方法に応じた頻度

5 排水溝等にかかる構造基準と点検

(1) A基準 (1または2のいずれかに適合すること)

構造基準	定期点検	
	内容	頻度
<p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。</p> <p>② 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>③ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p>	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	<p>1年に1回以上</p> <p>(排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1月(有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月)に1回以上行う場合にあっては、3年に1回以上)</p>
2 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項	方法に応じた頻度

(2) B基準 (1または2に適合すること)

構造基準	定期点検	
	内容	頻度
1 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。	<p>(アおよびイ)</p> <p>ア 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</p> <p>イ 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</p>	<p>ア 6月に1回以上</p> <p>イ 1月に1回以上</p> <p>(有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月に1回以上)</p>
2 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項	方法に応じた頻度

6 地下貯蔵施設にかかる構造基準と点検

(1) A基準 (1または2に適合すること)

構造基準	定期点検	
	内容	頻度
<p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。</p> <p>② 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>③ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</p>	<p>(アまたはイ)</p> <p>ア 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認</p>	<p>ア 1年に1回以上</p> <p>※ (消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないもの)3年に1回以上</p> <p>※※(貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えいを確認できる措置が講じられている場合)3年に1回以上、かつ、配管等からの漏えいの有無の点検を1月に1回(または有害物質の濃度測定を3月に1回)以上</p>
	<p>イ アと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>イ 点検の方法に応じた頻度</p>
<p>2 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>措置に応じた点検事項</p>	<p>方法に応じた頻度</p>

(2) B基準 (1から3のいずれかに適合すること)

構造基準	定期点検	
	内容	頻度
<p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>② 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p>	<p>地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>1月に1回(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月に1回)以上</p>
<p>2 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>② 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。</p>	<p>(アまたはイ)</p> <p>ア 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認</p> <p>イ アと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>ア 1年に1回以上</p> <p>イ 点検の方法に応じた頻度</p>
<p>3 1または2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>措置に応じた点検事項</p>	<p>方法に応じた頻度</p>

7 使用の方法（A 基準・B 基準共通）

構造基準	定期点検	
	内容	頻度
<p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</p> <p>② 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>③ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</p> <p>④ これらの使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。</p>	<p>管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無</p>	<p>1年に1回以上</p>

V 届出

1 届出の概要

水質汚濁防止法に基づく特定施設等の設置等の届出は、排水基準及び有害物質を含む特定地下浸透水の浸透の禁止を遵守するための事前予防措置として、工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者に対し、あらかじめ必要事項を札幌市長に届け出ることを義務付けているものです。

これにより、札幌市長は、規制対象となる特定施設の状況を把握するとともに、当該届出のあった事項について審査を行い、その設置しようとする特定施設から排出される水及び地下に浸透する水が、公共用水域及び地下水の水質の汚濁に及ぼす影響を事前に十分検討します。結果、届け出た特定施設に係る排出水が排水基準に適合しないと認めるとき又は、特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、当該特定施設の構造や使用方法に関する計画変更、特定施設の設置に関する計画の廃止などを命じます。

加えて有害物質を使用等する事業については、有害物質が地下浸透すること起因する地下水汚染を防ぐために、構造、点検等の基準が遵守されていることを確認し、基準に適合していないと認められる場合は、計画の変更又は廃止を命じます。

また、特定事業場は、事故により有害物質又は油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

(1) 届出の種類

水質汚濁防止法に基づく届出の種類及び内容は下記のとおりです。

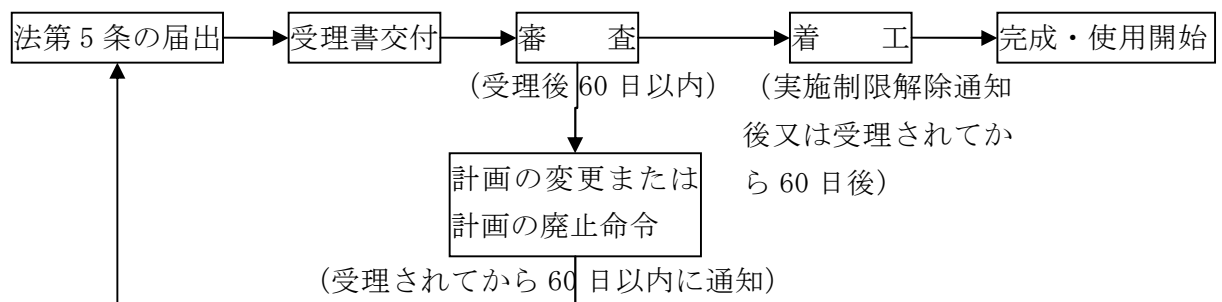
種類 (適用条項)	届出の内容	届出期限	届出違反に対する罰則 (適用条項)
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出 (法第5条)	新たに特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を新設又は増設しようとするとき	設置の工事着手予定日の60日前まで	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (法第32条)
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造等変更届出 (法第7条)	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、使用方法、汚水等の処理方法、排出水の汚染状態や量又は特定地下浸透水の浸透の方法等について変更しようとするとき	変更の工事着手予定日の60日前まで	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (法第32条)
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用届出 (法第6条)	従来特定施設でなかった施設が特定施設（有害物質使用特定施設）に追加指定されたとき、既に当該施設を設置（工事中を含む。）し、排出水を排出しているとき、又は地下に特定地下浸透水を浸透させているとき	特定施設に指定された日から30日以内	20万円以下の罰金 (法第33条)

氏名変更等届出 (法第10条)	氏名、名称、住所、所在地に変更があったとき	変更があった日から30日以内	10万円以下の過料 (法第35条)
特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用廃止届出 (法第10条)	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内	10万円以下の過料 (法第35条)
承継届出 (法第11条第3項)	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受け、又は借り受けた者若しくは相続、合併又は分割により特定施設(有害物質使用特定施設)の届出者の地位を承継したとき	承継の日から30日以内	10万円以下の過料 (法第35条)
事故の届出 (法第14条の2)	事故により有害物質、指定物質又は油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき	事故発生後速やかに	6月以下の懲役 又は50万円以下の罰金 (法第31条)

(2) 届出の手続

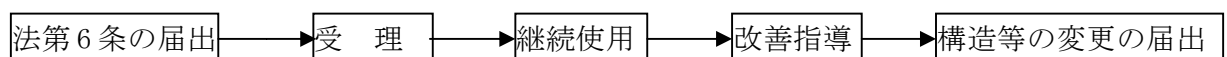
特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置届出(法第5条)及び特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造等変更届出(法第7条)は工事に着手する予定日より60日以前に届け出ることが必要です。

ア 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置届出(工事着手60日前に提出)



(注) 実施(設置)の制限解除の通知があった場合か、又は届出が受理されてから60日を経過しなければ設置はできない。

イ 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用届出(法の施行日から30日以内に提出)



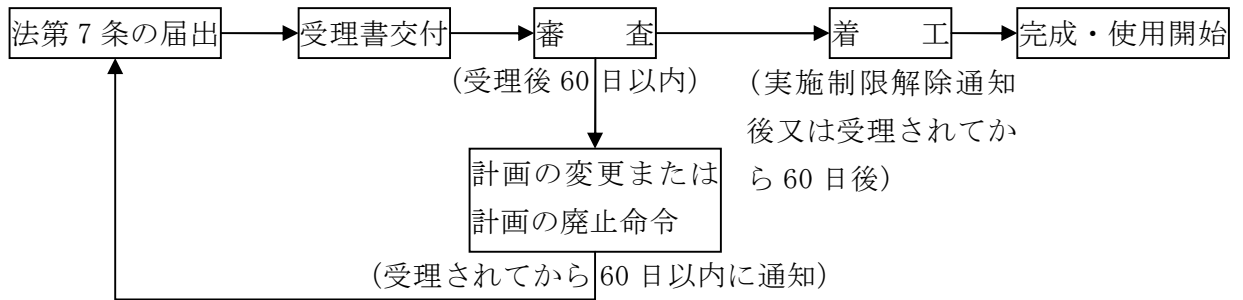
注1) 受理書の交付はありません。

注2) 法第12条第1項(排水の排水の制限)及び第13条第1項、第13条の2第1項(改善命令等)については、6月間(政令で定める施設である場合にあつては1年間)適用が猶予されます。

ただし、使用届出の対象施設が設置されている工場、事業場が既に特定事業場である場合は、適用は猶予されません。また、使用届出の対象施設からの水が既に特定地下浸透水である場合も、適用は猶予されません。

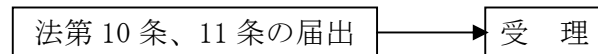
注3) 平成24年度の改正法施行以前から設置されていた有害物質使用特定施設の使用に係る届出は、6条の使用届出ではなく、附則第3条に基づき5条3項による届出となります。

ウ 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造等（施設の構造及び使用方法・汚水等の処理の方法）変更届出（工事着手前60日前に提出）



注) 実施（設置）の制限解除の通知があった場合か、又は届出が受理されてから60日を経過しなければ設置はできない。

エ 氏名等変更届出、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出、承継届出（それぞれ事実発生から30日以内）



注) 受理書の交付はありません。

(3) 届出に必要な書類

水質汚濁防止法に基づく届出に必要な書類は下記のとおりで、提出部数は正本とその写し各1部です。

特定施設の構造等変更届出の提出にあたっては、変更しようとする事項に関する書類のみ提出でよいですが、変更前と変更後の内容を対照して記入して下さい。

水質汚濁防止法に基づく届出に必要な書類

届出の種類 該当条件 必要書類等 所定用紙		特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置			特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用			特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造等変更			氏名変更	使用廃止	承継	ページ 記載例
		第5条			第6条1項			第7条			第10条	第10条	第11条	
		第1項	第2項	第3項	第5条第1項関係	第5条第2項関係	第5条第3項関係	第5条第1項関係	第5条第2項関係	第5条第3項関係				
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書	様式第1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				64-75
氏名変更等届出書	様式第5										◎			102
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書	様式第6											◎		103
承継届出書	様式第7												◎	104
特定施設等の構造	別紙1	◎			◎			○						76, 77
特定施設等の設備	別紙1の2	○			○			○						78
特定施設等の使用方法	別紙2	◎			◎			○						79, 80
汚水等の処理の方法	別紙3	◎			◎			○				○		81-83
排出水の汚染状態及び量	別紙4	◎			◎			○				○		84
排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6	◎			◎			○						85, 86
有害物質使用特定施設の構造	別紙7		◎			◎			○					93
有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8		◎			◎			○					94

届出の種類 該当条件 必要書類等 所定用紙	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用			特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造等変更			氏名変更	使用止	承継	ページ 記載例		
	第5条			第6条1項			第7条			第10条		第11条	
	第1項	第2項	第3項	第5条第1項関係	第5条第2項関係	第5条第3項関係	第5条第1項関係	第5条第2項関係	第5条第3項関係				
汚水等の処理の方法 別紙9		◎			◎			○			○		95
特定地下浸透水の浸透の方法 別紙10		◎			◎			○			○		96
特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統 別紙11		◎			◎			○			○		97
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造 別紙12			◎			◎					○		98
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備 別紙13			◎			◎					○		99
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法 別紙14			◎			◎					○		100
施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統 別紙15			◎			◎					○		101

届出の種類 該当条件 必要書類等 所定用紙	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用			特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造等変更			氏名変更	使用止	承継	ページ 記載例			
	第5条			第6条1項			第7条			第10条		第10条	第11条	
	第1項	第2項	第3項	第5条第1項関係	第5条第2項関係	第5条第3項関係	第5条第1項関係	第5条第2項関係	第5条第3項関係					
工場全体の配置図 (1) 特定施設等の設置場所 (2) 特定施設等に関連する主用機械又は主要装置の設置場所 (3) 污水处理施設の設置場所 (4) 排水口の位置 (5) 排水，汚水の導水経路	別添図1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○		○		87
(6) 特定地下浸透水の浸透施設の位置及び浸透場所の位置	別添図1		◎			◎			◎			○		
特定施設等を含む操業の系統図	別添図2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○		○		88
污水处理の系統図	別添図3	◎	◎		◎	◎		○	○			○		89
特定施設等の構造図	別添図4	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○				90
污水处理施設の構造図	別添図5	◎	◎		◎	◎		○	○					91
特定事業場付近見取図	別添図6	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○				92

注 ◎は必須書類，○は必要に応じて添付する書類

2 届出書の記載要領と記載例

各届出の記載要領は次のとおりです。また、一部業種の設置届の記載例を巻末に示してありますので、参考にしてください。

(1) 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置届（法第5条）、使用届（法第6条）、構造等の変更届（法第7条）の記載要領

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置の届出（法第5条）、特定施設の使用（既設）の届出（法第6条）、特定施設の構造等の変更の届出（法第7条）の記載要領は次のとおりです。

ア 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用，変更）届出書（様式第1）（記載例 p65～70 参照）

(ア) 届出者

原則として個人営業の時は事業主、法人の時は代表者の氏名及び住所を記載すること。氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

(イ) 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の種類

政令別表第1(第II章 p.16)の当該特定施設（有害物質貯蔵指定施設）（以下「特定施設等」という。）に該当する施設番号及びその名称を記載すること。
例)「旅館業の用に供するちゅう房施設」の場合：「66の2 イ ちゅう房施設」

イ 特定施設等の構造（別紙1、7、12）（記載例 p.71～72、p.81、p.86～87 参照）

(ア) 工場又は事業場における施設番号

当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該特定施設等を特定するために、当該工場又は事業場で使用している番号、名称等がある場合に記入すること。

(イ) 特定施設番号及び名称

政令別表第1(第II章 p.16)の当該特定施設等に該当する施設番号及びその名称を記載すること。

(ウ) 型式

名称、型式、メーカー、台数等を記載すること。

(エ) 構造

その施設が木製かコンクリート製かあるいは鉄製か等を記入すること。

(オ) 主要寸法

施設の縦、横、深さ等について記載すること。

(カ) 能力

その施設の時間当り又は1日当たりの原料の処理能力を、表示しやすい重量堆積又は長さ等により記載すること。

例) ・浄化槽 処理水量 ○○m³/日、○○人槽
・クリーニング機 ○○kg/回
・ちゅう房 ○○食/日 等

(キ) 主要機械又は主要装置の配置

工場全体の配置図（平面図）を添付し、その中に主な機械又は主な装置について設置場所を明示すること。なおこの図面は後のウ(カ)「特定施設の設備の配置」、エ(ウ)「特定施設等の設置場所」及びオ(イ)「汚水処理施設の設置場所」のものと併用して差しつかえない。

(ケ) 床面及び周囲（別紙 12 のみ）

有害物質使用特定施設または貯蔵指定施設が設置されている床面及び周囲の構造（例：500mm 厚コンクリートに耐薬塗装）を記載すること。

(コ) 特定施設等の設置年月日

法第 6 条の届出（既設）または平成 24 年の改正法施行以前に設置された有害物質使用特定施設に係る法第 5 条 3 項の届出の場合のみ、その特定施設等を設置した年月日を記載すること。

(サ) 特定施設等の工事着手年月日、工事完成予定年月日、使用開始年月日

特定施設等に係る工事の着手及び完成予定年月日並びに使用開始の予定年月日（特定施設の変更の場合であって使用を中断しないときはその旨）を記載すること。ただし、法第 6 条の届出（既設）または平成 24 年の改正法施行以前に設置された有害物質使用特定施設に係る法第 5 条 3 項の届出の場合は、記載の必要はない。

(シ) その他参考となるべき事項

その他特定施設等の構造について参考となるべき事項について記載すること。法第 5 条 1 項および第 5 条 2 項に基づく特定施設において有害物質を使用する場合は、有害物質使用特定施設が設置されている床面及び周囲の構造等を記載することが望ましい。

ウ 特定施設の設備（別紙 1 の 2、13）（記載例 p. 73～74、p. 88～89 参照）

(ア) 工場又は事業場における施設番号

イ(ア)と同様に記載すること

(イ) 特定施設番号及び名称

イ(イ)と同様に記載すること

(ウ) 設備

地上（地下）配管、排水溝、ためます、バルブ等、の施設に付帯する設備の名称を記入する。

(エ) 構造

設備の材質を記入する。漏えい検知設備を有する場合にはその旨を記記入する。

(オ) 主要寸法

設備の寸法を直径○mm×長さ○mm、幅○mm×深さ○mm×長さ○mmなどと記載する。

(カ) 配置

別添図 1 に主要機器の記載と併せて記載する記載してかまわない。

(コ) 特定施設等の設置年月日・工事着手年月日等

イ(コ)、イ(サ)と同様に記載すること

(サ) その他参考となるべき事項

定期点検の内容・頻度、管理要領の策定、その他特定施設に付帯する設備の構造等について参考となるべき事項について記載すること。

エ 特定施設等の使用の方法 (別紙 2、8、14)

(記載例 p. 75～76、p. 82、p. 90～91 参照)

(ア) 工場又は事業場における施設番号

イ(ア)と同様に記載すること

(イ) 特定施設番号及び名称

イ(イ)と同様に記載すること

(ウ) 特定施設等の設置場所

工場全体の配置図 (平面図) に特定施設等の設置場所を明示すること。

(エ) 特定施設等を含む操業の系統

別紙記載事例により工場の生産工程を原料から仕上げ出荷まで、特定施設等を含めて記載すること。

(オ) 使用時間間隔

特定施設等を断続的に使用している場合は、その時間間隔を記載する。

(カ) 1日当たりの使用時間

特定施設等の1日の使用時間を記載すること。日によって変動のある場合は、平均使用時間を記載すること。

例) ・〇〇時～〇〇時 (〇時間)

・〇月～〇月 〇〇時～〇〇時 (〇時間)

△月～△月 △△時～△△時 (△時間)

・連続〇時間

・1時間間隔で〇分ずつ△回/日

・24時間連続〇交替 等

(キ) 使用の季節的変動 (別紙 2、別紙 8 のみ)

使用期間が限定されている、又は季節によって使用時間が異なる場合は、その旨記載すること。季節的に変動のある場合は、たとえば2月、8月は少ないことが多い等と記載すること。

(ク) 原材料 (消耗資材を含む) の種類、使用方法及び1日当たりの使用量

①使用方法については別紙記載例により特定施設等ごとの原材料の処理状態を記載すること。有害物質を含む原材料を使用する場合は、有害物質の種類も記載すること。

②1日当たりの使用量は、1日平均を記載すること。

(ケ) 汚水等の汚染状態 (別紙 2、別紙 8 のみ)

①特定施設等から排出される汚水等の汚染状態の通常 (1日の平均的な汚染状態) の値及び最大の値を実績値、設計値又は文献値等により記載すること。

②排水基準に掲げられている項目で、当該排水に含まれているものの水質について記載すること。ただし、有害物質については、原材料、使用薬品等、工程から判断して排出が考えられる物質を記載すること。

なお、別紙 8 では、有害物質による汚染状態を必ず記載すること。

(コ) 汚水等の量 (別紙 2、別紙 8 のみ)

1 日平均排水量と 1 日最大排水量を、それぞれ実績値、設計値等により記載すること。

(サ) 貯蔵する有害物質の種類 (別紙 12 のみ)

有害物質貯蔵指定施設に係る届出の場合のみ、貯蔵する有害物質の種類を記載すること。

(シ) その他参考となるべき事項

その他特定施設等の使用の方法について参考となるべき事項について記載すること。

オ 汚水等の処理の方法 (別紙 3、別紙 9) (記載例 p. 77、p. 83 参照)

(ア) 工場又は事業場における施設番号

汚水処理施設について、イ (ア) に準じて記載すること。

(イ) 処理施設の設置場所

工場全体の配置図 (平面図) に汚水処理施設の設置場所を明示すること。

(ウ) 設置年月日

イ (コ) と同様に記載すること。

(エ) 工事着手予定年月日、工事完成予定年月日、使用開始予定年月日

イ (サ) と同様に記載すること。

(オ) 種類及び形式

①種類：活性汚泥処理施設、浮上分離施設、活性炭吸着施設等。

②型式：処理装置を具体的に表す名称、型式等。

(カ) 構造

コンクリート、木製、素掘り等。

(キ) 主要寸法

施設の縦、横、深さ、容量等について記載すること。

(ケ) 能力

その施設の時間当たり又は 1 日当たりの能力を記載すること。

(コ) 処理の方式

自然沈殿法、活性汚泥法、吸着等のように記載すること。

(サ) 処理の系統

汚水の処理工程図を別紙記載例により記載すること。

(シ) 集水及び導水の方法

別紙記載例により、明渠 (U 字溝、素掘等)、ポンプ等による導水の方法を記載すること。

(セ) 使用時間間隔

断続的に使用している場合はその時間間隔を記載すること。

(ソ) 1日当たりの使用時間

日によって変動のある場合は平均使用時間を記載すること。

例) ・〇〇時～〇〇時(〇時間)

・〇月～〇月 〇〇時～〇〇時(〇時間)

△月～△月 △△時～△△時(△時間)

・連続〇時間

・1時間間隔で〇分ずつ△回/日

・24時間連続〇交替 等

(タ) 使用の季節変動

たとえば2月、8月は少ないとか多い等と記載すること。

(チ) 消耗資材の1日当たりの用途別使用量

汚水処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消費資材の1日当たりの用途別使用量を記載すること。なお、季節的に変動がある場合は、時期ごとに分けて記載すること。

(ツ) 汚水等の汚染状態及び量

①汚水処理施設の使用時における当該汚水処理施設による処理前及び処理後の汚水等について、通常(実際に処理施設に流入する日平均水量)と最大量を、実績値、設計値又は文献値等により記載すること。

②排水基準に掲げられている項目で、当該排水に含まれているものの水質で処理前と処理後について、実績値、設計値又は文献値等により記載すること。

項目については、適用となる排水基準項目を記載すること。ただし、有害物質については、原材料、使用薬品等、工程から判断して排出が考えられる物質を記載するようにすること。

(テ) 残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法

①余剰汚泥及び残さ等の種類及び生成量を記載すること。

②無機性排水については化学処理した残さ(主として水酸化物)について記載すること。

③有機性排水については生物処理した残さ(主として余剰汚泥)について記載すること。

④処理方法は発生する残さ等の種類ごとに自社処理、委託処理の別、天日乾燥後工場敷地内に埋め立てする等具体的に記載すること。

(ト) 排出水の排出方法

工場敷地内の側溝を経てポンプにより〇〇川へ放流等(工場付近の略図を明示)、接続されている排出口及び工場から公共用水域へ入るまでの概要を記載すること。

(ナ) その他参考となるべき事項

汚水処理施設から、浸透施設までの導水方法(U字溝、素堀、ポンプ等)の概略を記載すること。

カ 排水の汚染状態及び量（別紙 4）（記載例 p. 78 参照）

排水の汚染状態を排水口ごとに記載する。たとえ、雨水や他施設の排水であっても、公共用水域への排水口があれば記載する。

（ア）工場又は事業場における施設番号

排水口について、イ（ア）に準じて記載すること。特定事業場に複数の排水口がある場合、各排水口の番号等を記載すること。

例）・No. 1 排水口（工場系）, No. 2 排水口（生活系）, No. 3 排水口（雨水専用）
・排水口 A（〇〇地区）, 排水口 B（△△地区） 等

（イ）排水の汚染状態、排水の量

工場全体の排水口別に水量及び水質（排水基準に掲げられている項目で当該排水に含まれているもの）について記載すること（特定施設から排出される汚水及び廃液以外の排水、特定事業場における事務所排水等も排水となるので留意）。水量、水質については通常（平均値）と最大値を記載すること。

また、雨水排水についても記入すること（雨水専用の排水口等で晴天時は排水がない場合は、通常 0 m³/日とする。最大は、測定結果がある場合、その値を記載すること）。

（ウ）その他参考となるべき事項

たとえば、排水口が 3 カ所あってそのうち 2 カ所が常時使用し、残り 1 ヶ所は雨水のみの場合は、それをはっきり明示すること。

キ 特定地下浸透水の浸透の方法（別紙 10）（記載例 p. 84 参照）

（ア）工場全体の配置図（平面図）に浸透施設の位置を明示すること。

（イ）浸透施設の番号等並びに特定地下浸透水の量及び水質（有害物質に限る）について、通常（平均値）及び最大値を記載すること。

（ウ）その他特定地下浸透水の浸透の方法について参考となるべき事項、浸透施設の位置、構造などを記載すること。

ク 用水及び排水の系統（別紙 6、11、15）（記載例 p. 79～80、p. 85、p. 91～92 参照）

（ア）用水及び排水の系統

用水及び排水の系統をそれぞれの工程での水量、水質及び特定施設の箇所を明示して図示すること。工場全体の配置図（平面図）に用水については青、排水については赤で系統を明示すること。

（イ）用途別用水使用量

用途（原料用水、洗浄水、ボイラー用水、冷却用水、生活用水等の別）、使用水の種類（水道水、地下水、上水、工業用水、井戸水、海水等の別等）及び使用量（実績値、設定値、ポンプ能力等からの計算値）を記載する。

ケ その他

（ア）特定施設等をすでに設置している特定事業場が新たに特定施設等を設置する場合は特定施設等の構造、使用方法、汚水等の処理の方法、排水の汚染状態

及び量、特定地下浸透水の浸透の方法、特定施設配置図、及び汚水処理系統図について、既施設等と新施設等が明らかになるように記載すること。

- (イ) 特定施設等の構造等を変更する場合は、変更する部分について変更前と変更後が明らかになるように記載する。
- (ウ) 同一特定事業場において数種の業種（日本標準産業分類細分類に準ずる）の工程がある場合、届出書の別紙 1、7、12「特定施設（有害物質使用特定施設）の構造」、別紙 2、8、15「特定施設（有害物質使用特定施設）の使用方法」の記載については業種（すりみ製造、水産かん詰製造等）を明記して、業種ごとに区分又は別葉にするとともに別紙 3、9「汚水処理の方法」についても、当該業種ごとに汚水処理の方法が異なる場合にはそれぞれ区分又は別葉にすること。
- (エ) 水質汚濁防止法施行令別表第 1 の 74 号施設（特定事業場から排出される水の処理施設）の設置、構造等の変更届出については、排水処理対象となる全事業場の操業系統図及び全事業場の汚水関連総体を明記した汚水処理系統図を添付すること。

(2) 氏名等変更届（法第 10 条）の記載要領（記載例 p. 100 参照）

様式第 5 の記載について

- ア 届出者は、変更後の者を記載すること。
- イ 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

(3) 特定施設使用廃止届（法第 10 条）の記載要領（記載例 p. 101 参照）

様式第 6 の記載について

- ア この届出は、事業場の特定施設の一部を廃止した場合、建て替えなどですべての特定施設を廃止した場合、事業場自体を廃止した場合のいずれにも必要。
- イ 特定施設の一部を廃止する場合には、水量、排水系統などが変わるので、特定施設の構造等変更届も必要になることがある。
- ウ 特定施設の種類の欄には、政令別表第 1(第 II 章 p. 16)の廃止した特定施設等に該当する施設番号及びその名称を記載すること。
- エ 特定事業場に同じ種類の特定施設が複数ある場合は、別紙 1「特定施設の構造」又は別紙 7「有害物質使用特定施設の構造」に記載されている施設番号もあわせて記載すること。

(4) 承継届（法第 11 条）（記載例 p. 102 参照）

様式第 7 記載について

- ア 特定施設等を譲り受け等、前届出者の地位を承継した者が届出者となる。
- イ 特定施設の種類の欄には、政令別表第 1(第 II 章 p. 16)の番号及びその名称を記載すること。なお、譲り受けた特定施設等が複数の場合は、すべて記入すること。

3 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出等の記載例

第5条1項に基づく設置届出の記載例

様式第1 (第3条関係) (表面)

該当する事項以外は抹消する

特定施設~~(有害物質貯蔵指定施設)~~設置~~(使用、変更)~~届出書

本社・本店の名称、住所、
及び代表者役職、氏名

〇〇年〇〇月〇〇日

札幌市長 上田 文雄 様

代表者印を押印する

住所 札幌市中央区北〇条西〇丁目1-1 印

届出者 氏名又は名称 〇〇水産株式会社

代表者氏名 代表取締役 札幌太郎

(Tel 211-2882)

該当する事項以外は抹消する

水質汚濁防止法第5条第1項~~第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)~~の規定により、特定施設~~(有害物質貯蔵指定施設)~~について、次のとおり届け出ます

工場又は事業場の名称		〇〇水産株式会社第一工場	※ 整	特定施設が設置される工場又は事業場の名称及び住所	
工場又は事業場の所在地		中央区北〇条西〇丁目1-6	※受理年月日	年月日	
第5条第1項関係	特定施設の種類	3のイ 水産動物原料処理施設、3のロ 洗浄施設	※審査結果	複数の特定施設を届出可 政令別表第1の番号及び名称を 記入する	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。			※備考
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。			
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。			
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。			
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。			
△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。				
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。	所定用紙に記入する			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		※ 整	該当する事項以外は抹消する(斜線)	
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。			
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。			
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。			
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。			
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。				

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 該当する事項以外は抹消する(斜線) </div>
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。	
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。	

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

第5条3項に基づく設置届出の記載例

様式第1 (第3条関係) (表面)

該当する事項以外は抹消する

~~特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書~~

本社・本店の名称、住所、
及び代表者役職、氏名

〇〇年〇〇月〇〇日

札幌市長 上田 文雄 様

代表者印を押印する

住所 札幌市中央区北〇条西〇丁目1-1 印

届出者 氏名又は名称 〇〇めっき株式会社

代表者氏名 代表取締役 札幌太郎

(Tel 211-2882)

該当する事項以外は抹消する

水質汚濁防止法第5条第1項~~第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)~~の規定により、~~特定施設(有害物質貯蔵指定施設)~~について、次のとおり届け出ます

工場又は事業場の名称		〇〇めっき株式会社第一工場	※ 整 特定施設が設置される工場又は事業場の名称及び住所	
工場又は事業場の所在地		中央区北〇条西〇丁目1-6	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。			
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。			

該当する事項以外は抹消する(斜線)

該当する事項以外は抹消する(斜線)

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 所定用紙に記入する </div>	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設定	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

第6条1項に基づく使用届出の記載

様式第1 (第3条関係) (表面)

該当する事項以外は抹消する

~~特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書~~

本社・本店の名称、住所、
及び代表者役職、氏名

〇〇年〇〇月〇〇日

札幌市長 上田 文雄 様

代表者印を押印する

住所 札幌市中央区北〇条西〇丁目1-1
届出者 氏名又は名称 〇〇クリーニング株式会社
代表者氏名 代表取締役 札幌太郎
(Tel 211-2882)

該当する事項以外は抹消する

水質汚濁防止法~~第5条第1項、第2項又は第3項~~(~~第6条第1項又は第2項、第7条~~)の規定により、~~特定施設(有害物質貯蔵指定施設)~~について、次のとおり届け出ます

工場又は事業場の名称		〇〇クリーニング株式会社	※ 整 特定施設が設置される工場又は事業場の名称及び住所	
工場又は事業場の所在地		中央区北〇条西〇丁目1-6	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

該当する事項以外は抹消する(斜線)

該当する事項以外は抹消する(斜線)

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 所定用紙に記入する </div>	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

工場又は事業場で用いられている施設の番号，施設の名称，台数を記入する

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	1 自動原魚処理施 (2台)	2 回転式自動洗浄施設 (1台)
特定施設号番号及び名称	3 のイ 水産動物原料処理施設	3 のロ 洗浄施設
型 式	南星式II型 (△△△社製 PRO-5L)	大和式A型 (△△△社製 C855Z)
構 造	スチール式 構造図は別添図4 のとおり 構造図を添付	木 製 構造図は別添図4 のとおり
主要寸法	縦 3.0m 横 2.0m 高さ 1.5m	縦 3.0m 横 2.0m 高さ 1.8m
能 力	原魚 20 t/時間	原魚 30 t/時間
配 置	別添図1 のとおり 特定施設及びこれに関連する主用機械等の配置図を添付する	別添図1 のとおり
設 置 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	使用届(6条)の場合またはのみ記載する
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	設置届(5条)及び構造等変更届(7条)の場合のみ記載する。
その他参考となるべき事項	製造製品名 珍味加工品 事業場付近見取図は別添図6 のとおり 特定事業場付近の見取図を添付する 床面は厚さ100mmのコンクリート。 周囲には側溝(150㎡)を設け流出を防止	事業場付近見取図は別添図6 のとおり 有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

備考1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主用機械又は主要装置の配置を記載すること。

備考2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

工場又は事業場で用いられている施設の番号，施設の名称，台数を記入する

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	1 ドライクリーニング機械 (パーク機) (2台)	2 ランドリー機械 (1台)
特定施設号番号及び名称	67 洗たく業の用に供する洗浄施設	67 洗たく業の用に供する洗浄施設
型式	〇〇式 (△△△社製 CM-55A) (□□社製 SAP-541B)	〇〇式 (△△△社製 ZB-A1)
構造	スチール式 構造図は別添図4 のとおり 構造図を添付	ステンレス製 構造図は別添図4 のとおり
主要寸法	本体サイズ 縦1m×横1m×高さ1.5m×1槽 縦2m×横2m×高さ1.5m×1槽	本体サイズ 縦1m×横1m×高さ1.5m
能力	洗濯物 10kg/回 洗濯物 20kg/回	洗濯物 10kg/回
配置	別添図1 のとおり 特定施設及びこれに関連する主用機械等の配置図を添付する	別添図1 のとおり
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	使用届(6条)の場合のみ記載する
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	設置届(5条)及び構造等変更届(7条)の場合のみ記載する。
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
その他参考となるべき事項 特定事業場付近の見取図を添付する	製造製品名 衣類、リネン 事業場付近見取図は別添図6 のとおり 床面は厚さ 100mmのコンクリートに塩ビのライニング。周囲には防液堤(50m ³)を設け流出を防止	事業場付近見取図は別添図6 のとおり 有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主用機械又は主要装置の配置を記載すること。

備考 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	B-1 (2台) クロムメッキ槽	B-2 (1台) 原料保管タンク
特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
設備	地上配管、排水溝、ためます	排水溝 有害物質が流れる配管、ためます、排水溝を記入
構造	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	コンクリート製、厚さ50mm
主要寸法	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m (途中でB-1の排水溝と合流)
配置	めっき工場1階 (配置は別添図1のとおり)	めっき工場1階 (配置は別添図1のとおり)
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	使用届(6条)の場合 24日
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	設置届(5条)及び構造等変更届(7条)の場合のみ記載する。
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
その他参考となるべき事項	配管の一部は地上床から20mm離れて設置されている。 残りはトレンチ(200mm×200mmF RPライニング)内に設置されている。 漏えい検知装置を設置	配管については、地下配管(トレンチ)、地下配管(埋設)などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合は記載しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	1 ドライクリーニング機械 (パーク機) (2台)	2 ランドリー機械 (1台)
特定施設番号及び名称	67 洗たく業の用に供する洗浄施設	67 洗たく業の用に供する洗浄施設
設備	地上配管、排水溝、ためます	地下配管、排水溝
構造	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	硬質塩化ビニール製、厚さ50mm
主要寸法	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m (途中で1の排水溝と合流)
配置	工場2階 (配置は別添図1のとおり)	工場1階 (配置は別添図1のとおり)
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	使用届(6条)の場合のみ記載する
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	4日
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	設置届(5条)及び構造等変更届(7条)の場合のみ記載する。
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
その他参考となるべき事項	配管の一部は地上床から20mm離れて設置されている。 残りはトレンチ(200mm×200mmFRPライニング)内に設置されている。 漏えい検知装置を設置	すべて地下配管となっているが、材質上、強度、排水による内側の腐食、外側の腐食による漏えいは想定されない。

有害物質が流れる配管、ためます、排水溝を記入

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない
2 配置の欄には、当該特定施設の設備

配管については、地下配管(トレンチ)、地下配管(埋設)などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1 自動原魚処理施 (2 台)	2 回転式自動洗浄施設 (1 台)			
特定施設番号及び名称	3 のイ 水産動物原料処理施設	3 のロ 洗浄施設			
設置場所	工場1階 別添図1のとおり	工場2階 別添図1のとおり			
操業の系統	原魚を製品へ加工する 別添図2のとおり	原魚を洗浄する 別添図2のとおり			
使用時間間隔	9~11時、13~17時	8~10時、12~16時			
1日当たりの使用時間	6時間	6時間			
使用の季節的変動	3~5月、10~12月	3~5月、10~12月			
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	スケソウ(200t)、ホッケ(300t)を製品へ加工	スケソウ(200t)、ホッケ(300t)を洗浄			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7	6~8	7	6~8
	BOD(mg/L)	200	300	200	300
	SS(mg/L)	500	600	200	300
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 特定施設ごとに、排出される汚水の水質を記入する </div>				
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	15	200	10	15	
その他参考となるべき事項	内臓等は魚粕工場へ売却処理		同左		

別添図を添付

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1 ドライクリーニング機械 (パーク機) (2台)	2 ランドリー機械 (1台)			
特定施設番号及び名称	67 洗たく業の用に供する洗浄施設	67 洗たく業の用に供する洗浄施設			
設置場所	工場1階 別添図1のとおり	工場2階 別添図1のとおり			
特定施設及びこれに関連する主用機械等の配置図を添付する					
操業の系統	ドライクリーニングをする 別添図2のとおり	水洗いをする 別添図2のとおり			
※原料から製品までの製造工程のフローシートを添付し、工程における特定施設を他の施設と区分する。					
使用時間間隔	週に2~3日程度使用し、使用時間帯は不規則	8~10時、12~16時			
1日当たりの使用時間	4時間/回	6時間			
使用の季節的変動	6月中旬~7月中旬3回/日 12月中旬~1月中旬1回/日 その他 2回/日	6月中旬~7月中旬 100%稼働 12月中旬~1月中旬 30%稼働 その他 70%稼働			
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	<ドライクリーニング> パーク液(テトラクロロエチレン○%)を使用し、パーク機でクリーニングする(○L/日継ぎ足し) 有害物質:テトラクロロエチレン(パーク液)	<水洗い> 水、洗剤(○L/日)			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7	6~8	7	7~9
	BOD(mg/L)	20	30	200	300
	SS(mg/L)	10	20	260	300
	PCE(mg/L)	0.25	0.25		
特定施設ごとに、排出される汚水の水質を記入する					
汚水等の量(m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	5	6	52	78	
その他参考となるべき事項	使用した溶液は蒸留機により、不純物を除去したのち再利用する。減少分は継ぎ足して使用する。 スラッジは、産業廃棄物として処分する。				

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	1 活性汚泥処理施設				1 活性汚泥処理施設				
処理施設の設置場所	別添図1のとおり				別添図1のとおり				
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日				平成〇〇年〇〇月〇〇日				
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日				平成〇〇年〇〇月〇〇日				
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日				平成〇〇年〇〇月〇〇日				
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日				平成〇〇年〇〇月〇〇日				
種類及び形式	曝気槽				沈殿槽				
構造	コンクリート製別添図5のとおり				鉄製 別添図5のとおり				
主要寸法	4m×5m×3m 構造図を添付				4m×5m×3m				
能力	200m ³ /日				200m ³ /日				
処理の方式	散基板による全面曝気方式				重力沈降、汚泥引拔式				
処理の系統	別添図3のとおり				別添図3のとおり				
集水及び導水の方法	ポンプによる集水				ポンプによる送水				
使用時間間隔	○～△時、▽～□時				同左				
1日当たりの使用時間	☆時間				同左				
使用の季節変動	融雪時期は多い				同左				
消耗資材の1日当たりの用途別使用量					消毒槽で次亜塩素酸を20kg/日使用。				
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	7.2	7.0	6～8	5.8～7.8				
	BOD	1000	10	1200	20				
	SS	100	30	150	50				
	量 (m ³ /日)	150	150	170	170				
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法					汚泥5m ³ /日、天日乾燥後農地へ還元				
排出水の排出方法	水位差により沈殿槽へ流出				別添図1のとおり				
その他参考となるべき事項									

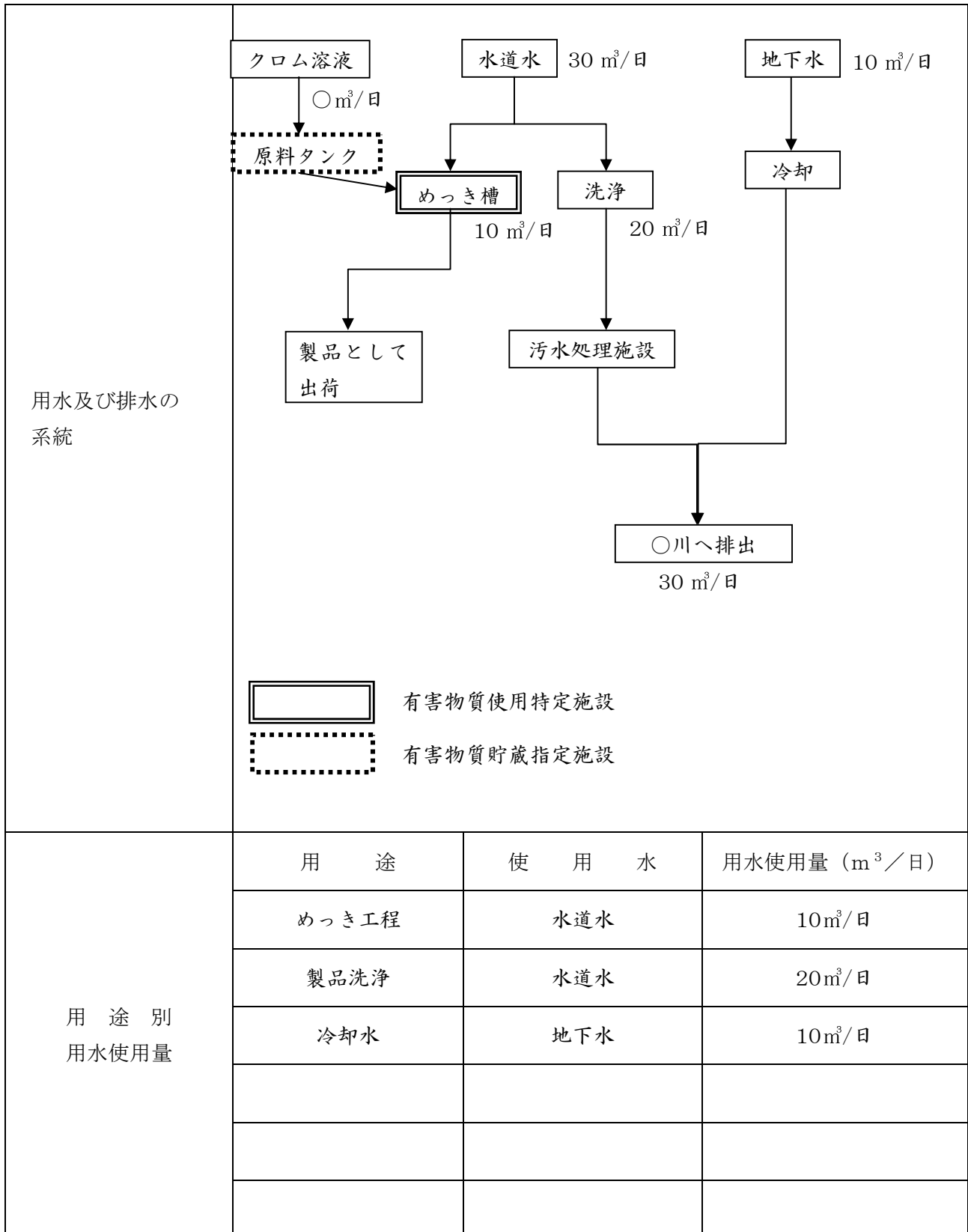
- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		総合排出口			
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7.0	6.8~7.2		
	BOD (mg/L)	10	20		
	SS (mg/L)	30	50		
	油分(mg/L)	5	10		
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		150	170		
その他参考となるべき事項		排水口の位置は別添図1のとおり 			

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について 記載すること。

用水及び排水の系統



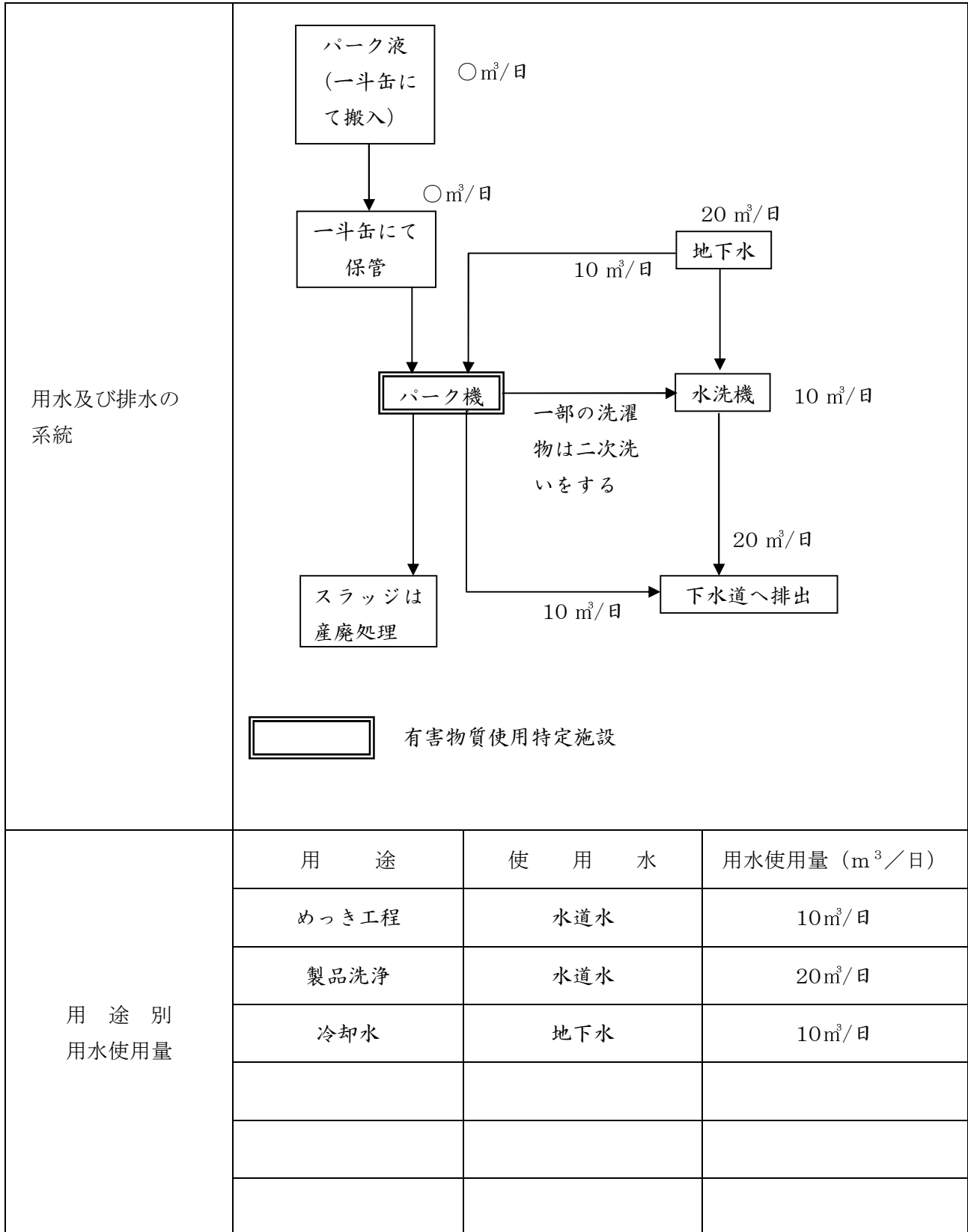
用水及び排水の系統

有害物質使用特定施設
 有害物質貯蔵指定施設

用途別
用水使用量

用途	使用水	用水使用量 (m ³ /日)
めっき工程	水道水	10m ³ /日
製品洗浄	水道水	20m ³ /日
冷却水	地下水	10m ³ /日

用水及び排水の系統



記載例

別紙7

有害物質使用特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	B-1 (2台) クロムメッキ槽	工場又は事業場で用いられている施設の番号、施設の名称、台数を記入する
特定施設番号及び名称	有害物質使用特定施設 (65 酸又はアルカリによる表面処理施設)	特定施設の場合は特定施設番号と名称を記入
型式	浸漬式 (△△△社製 CM-5)	
構造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング (構造図は別添図4のとおり)	構造図を添付
主要寸法	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	
能力	ねじ 3,000個/日	
配置	めっき工場棟1階 (配置は、別添図1のとおり)	
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	使用届(6条)の場合のみ記載する
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	設置届(5条)及び構造等変更届(7条)の場合のみ記載する。
その他参考となるべき事項	床面は厚さ100mmのコンクリート、周囲には側溝を設け、流出を防止 ※防液堤等について、可能な場合には容量を記入	

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主用機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号	B-1 (2台) クロムメッキ槽	別紙7に同じ			
特定施設番号及び名称	有害物質使用特定施設 (65 酸又はアルカリによる表面 処理施設)	特定施設及びこれに関連する 主用機械等の配置図を添付する			
設置場所	めっき工場棟1階 (配置は、別添図1のとおり)	原料から製品までの製造工 程のフローシートを添付し、 工程における特定施設を他 の施設と区分する。			
操業の系統	めっき処理を行う 別添図2のとおり				
使用時間間隔	週に2~3日程度使用し、使用時 間帯は不規則				
1日当たりの使用時間	4時間/回				
使用の 季節的変動	6月中旬~7月中旬3回/日 12月中旬~1月中旬1回/日 その他 2回/日				
原材料(消耗資 材を含む。)の 種類、使用方法 及び1日当たり の使用量	<前処理工程> 硝酸溶液(〇%)に表面処理のため 製品を浸漬(〇L/日継ぎ足し) <めっき処理> クロム溶液(〇%)にめっきのため 製品を浸漬(〇L/日継ぎ足し) 有害物質:六価クロム、硝酸				
汚 水 等 の 汚 染 状 態	種類・項目	通 常	最 大	通 常	最 大
	六価クロム(mg/L)	50	100		
	硝酸(mg/L)	100	200		
汚水等の量 (m ³ /日)	通 常	通 常	最 大	通 常	最 大
	5		10		
その他参考と なるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について 記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	1 クロム排水処理施設				使用届(6条)の場合のみ記載する				
処理施設の設置場所	別添図1のとおり								
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日				年 月 日				
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日				設置届(5条)及び構造等変更届(7条)の場合のみ記載する。				
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日								
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日								
種類及び形式	イオン交換処理								
構造	鋼製別添図5のとおり								
主要寸法	4m×5m×3m		構造図を添付						
能力	200m ³ /日								
処理の方式	イオン交換樹脂吸着								
処理の系統	別添図3のとおり								
集水及び導水の方法	ポンプによる集水								
使用時間間隔	〇～△時、▽～□時								
1日当たりの使用時間	〇〇時間								
使用の季節変動	融雪時期は多い								
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	六価クロム	50	0.1	100	0.5				
	量 (m ³ /日)	5	5	10	10				
残さの種類, 1月間の種類別生成量及び処理方法	残渣1kg/月を産業廃棄物処理業者に委託								
排出水の排出方法	別添図1のとおり				別添図に浸透柵の位置や、そこに至る経路等を記載する				
その他参考となるべき事項									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

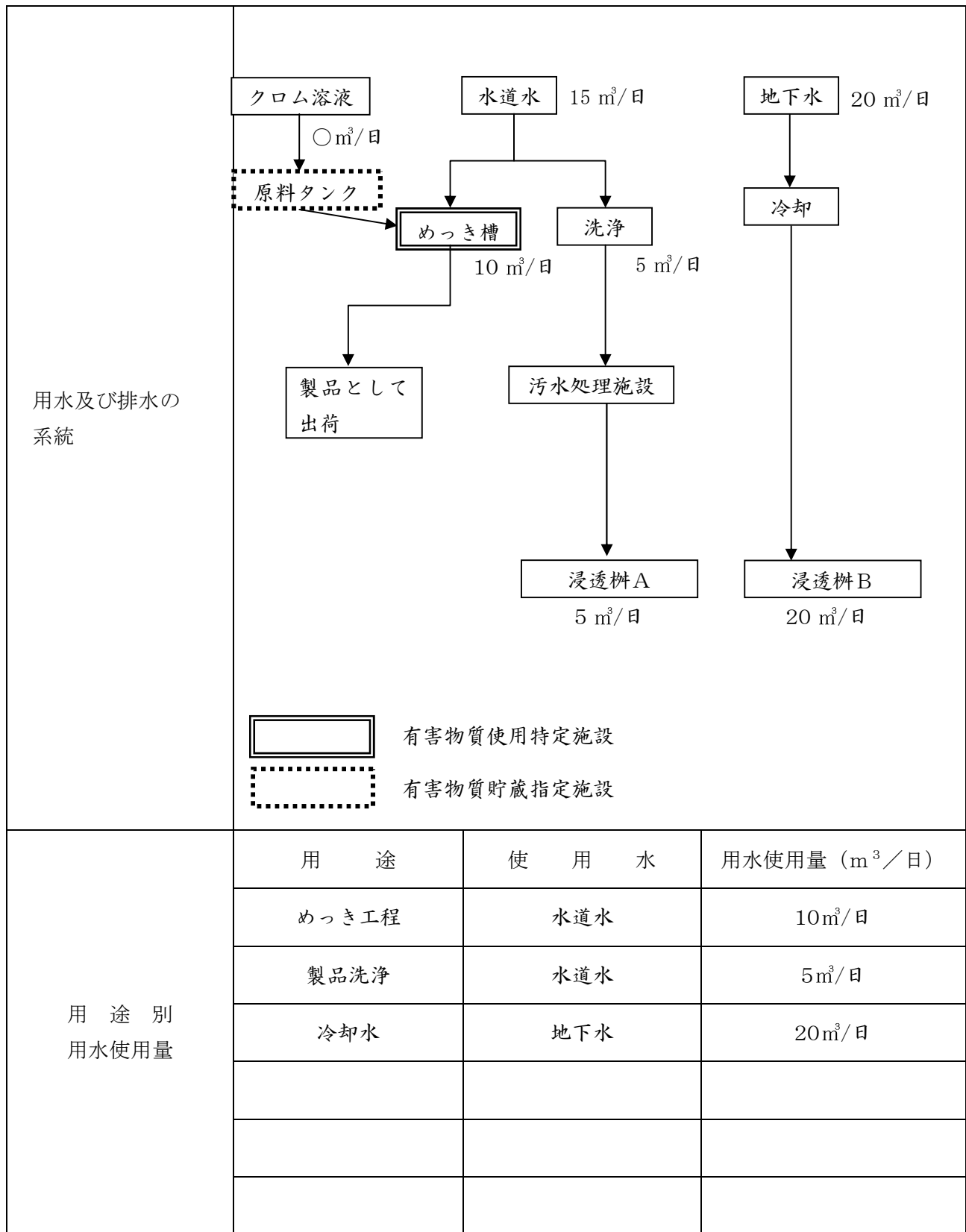
2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

特定地下浸透水の浸透の方法

別添図に浸透柵の位置や、そこに至る経路等を記載する

浸透施設の位置		別添図 1 のとおり							
浸透施設の数		2							
浸透 水	工場又は事業場における施設番号	浸透柵 A		浸透柵 B					
	量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
		5	10	20	25				
その他参考となるべき事項									

特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統



工場又は事業場で用いられている施設の番号、施設の名称、台数を記入する

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	B-1 (2台) クロムメッキ槽	B-2 (1台) 原料保管タンク
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (65 酸又はアルカリによる表面処理施設)	有害物質貯蔵指定施設
型 式	浸漬式 (△△△社製 CM-5)	円筒型タンク (△△△社製 ZB-A1)
構 造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング (構造図は別添図4のとおり)	鉄製、内部を塩化ビニールライニング (構造図は別添図4のとおり)
主 要 寸 法	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	・装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は資料○のとおり)
能 力	ねじ 3,000個/日	容量 15m ³
配 置	めっき工場棟1階 (配置は、別添図1のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は、別添図1のとおり)
床 面 及 び 周 圍	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止 ※防液堤等について、可能な場合には容量を記入	床面は厚さ100mmのコンクリート にビニールライニング 周囲には防液堤 (貯留量16m ³) を設け、流出を防止
設 置 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	使用届(6条または5
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	条3項既設)の場合
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇日
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	設置届(5条)及び構造等変更届(7条)の場合のみ記載する。
その他参考となるべき事項	製造製品名 めっきねじ 事業場付近見取図は別添図6のとおり	特定事業場付近の見取図を添付する

特定施設の場合は特定施設番号と名称を記入

構造図を添付

特定施設及びこれに関連する主用機械等の配置図を添付する

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

工場又は事業場で用いられている施設の番号、施設の名称、台数を記入する

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	1 ドライクリーニング機（2台） （パーク使用機）	2 ドライクリーニング機（1台） （パーク使用機）
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 （67 洗たく業の用に供する洗浄施設）	有害物質使用特定施設 （67 洗たく業の用に供する洗浄施設）
特定施設の場合は特定施設番号と名称を記入		
型 式	〇〇式 （△△△社製 CM-55A） （□□社製 SAP-541B）	〇〇式 （△△△社製 ZB-A1）
構 造	鉄製（構造図は別添図4のとおり）	鉄製（構造図は別添図4のとおり）
構造図を添付		
主 要 寸 法	本体サイズ 縦1m×横1m×高さ1.5m×1槽 縦2m×横2m×高さ1.5m×1槽	本体サイズ 縦1m×横1m×高さ1.5m
能 力	洗濯物 10kg/回 洗濯物 20kg/回	洗濯物 10kg/回
配 置	工場棟1階、床面から離して設置 （配置は、別添図1のとおり）	工場棟1階 （配置は、別添図1のとおり）
特定施設及びこれに関連する主用機械等の配置図を添付する		
床 面 及 び 周 囲	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝（貯留量10m ³ ）を設け、 流出を防止 ※防液堤等について、可能な場合には 容量を記入	床面は厚さ100mmのコンクリート にビニールライニング 周囲には漏えい検知装置を設置 下部には受け皿を設置し、流出を防 止
設 置 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	使用届（6条または5条3項既設）の場合、 設置届（5条）及び構造等変更届（7条）の場合のみ記載する。
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
その他参考となるべき事項	製造製品名 衣類、リネン 事業場付近見取図は別添図6のとおり	特定事業場付近の見取図を添付する

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

工場又は事業場で用いられている施設の番号、施設の名称、台数を記入する

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	B-1 (2台) クロムメッキ槽	B-2 (1台) 洗浄槽
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (65 酸又はアルカリによる表面処理施設)	有害物質貯蔵指定施設
特定施設の場合は特定施設番号と名称を記入		
設備	地上配管、バルブ、フランジ、排水溝、ためます	地上配管、バルブ、フランジ
構造	地上配管、バルブ、フランジ ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	地下配管（埋設）、バルブ、フランジ 硬質塩化ビニール製 埋設部分は検知設備がある
主要寸法	配管 直径100mm×30m バルブ2か所、フランジ4か所 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	配管 直径100mm×30m
配置	めっき工場棟1階 (配置は、別添図1のとおり) 別添図を添付する	めっき工場棟1階 (配置は、別添図1のとおり)
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	使用届(6条または5条3項既設)の場合 〇〇日 〇〇日 〇〇日 〇〇日
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
その他参考となるべき事項	点検頻度 ●施設及び床面等 ・溶液の水位記録(毎日) ・本体からの漏洩、本体のひび割れや損傷等(年1回以上) ・床面のひび割れや被覆の損傷等、防液堤のひび割れ等(年1回以上) ●附帯する設備 ・配管の亀裂損傷の有無、配管からの漏洩の有無(年1回以上) ●使用の方法に関する事項 ・管理要領等の見直し(年1回以上)	点検頻度 ●施設及び床面等 ・溶液の水位記録(毎日) ・本体からの漏洩、本体のひび割れや損傷等(年1回以上) ・床面のひび割れや被覆の損傷等、防液堤のひび割れ等(年1回以上) ●附帯する設備 ・配管の亀裂損傷の有無、配管からの漏洩の有無(年1回以上) ●使用の方法に関する事項 ・管理要領等の見直し(年1回以上)

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

工場又は事業場で用いられている施設の番号、施設の名称、台数を記入する

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	1 ドライクリーニング機（2台） （パーク使用機）	2 ドライクリーニング機（1台） （パーク使用機）
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 （67 洗たく業の用に供する洗浄施設）	有害物質使用特定施設 （67 洗たく業の用に供する洗浄施設）
特定施設の場合は特定施設番号と名称を記入		
設備	地上配管、バルブ、フランジ、排水溝、ためます	地上配管、バルブ、フランジ
構造	地上配管、バルブ、フランジ ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	地下配管（埋設）、バルブ、フランジ ステンレス製 埋設部分は検知設備がある
主要寸法	配管 直径100mm×30m バルブ2か所、フランジ4か所 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	配管 直径100mm×30m
配置	工場棟1階 （配置は、別添図1のとおり） 別添図を添付する	工場棟1階 （配置は、別添図1のとおり）
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	使用届（6条または5条3項既設）の場合 〇〇日 設置届（5条）及び構造等変更届（7条）の場合のみ記載する。 〇〇日
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
その他参考となるべき事項	<p>点検頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設及び床面等 <ul style="list-style-type: none"> ・溶液の水位記録（毎日） ・本体からの漏洩、本体のひび割れや損傷等（年1回以上） ・床面のひび割れや被覆の損傷等、防液堤のひび割れ等（年1回以上） ●附帯する設備 <ul style="list-style-type: none"> ・配管の亀裂損傷の有無、配管からの漏洩の有無（年1回以上） ●使用の方法に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・管理要領等の見直し（年1回以上） 	<p>点検頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設及び床面等 <ul style="list-style-type: none"> ・溶液の水位記録（毎日） ・本体からの漏洩、本体のひび割れや損傷等（年1回以上） ・床面のひび割れや被覆の損傷等、防液堤のひび割れ等（年1回以上） ●附帯する設備 <ul style="list-style-type: none"> ・配管の亀裂損傷の有無、配管からの漏洩の有無（年1回以上） ●使用の方法に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・管理要領等の見直し（年1回以上）

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	B-1 （2台） クロムメッキ槽	B-2 （1台） 洗浄槽
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (65 酸又はアルカリによる表面処理施設)	有害物質貯蔵指定施設
特定施設の場合は特定施設番号と名称を記入		
設置場所	めっき工場棟1階 (配置は、別添図1のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は、別添図1のとおり)
特定施設及びこれに関連する主用機械等の配置図を添付する		
操業の系統	めっき処理を行う 別添図2のとおり	原料の貯蔵 別添図2のとおり
※原料から製品までの製造工程のフローシートを添付し、工程における特定施設、貯蔵施設を他の施設と区分する。		
使用時間間隔	週に2～3日程度使用し、使用時間帯は不規則	8～10時、12～16時
1日当たりの使用時間	4時間/回	6時間
使用の季節的変動	6月中旬～7月中旬3回/日 12月中旬～1月中旬1回/日 その他 2回/日	6月中旬～7月中旬 100%稼働 12月中旬～1月中旬 30%稼働 その他 70%稼働
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	<前処理工程> 硝酸溶液(○%)に表面処理のため製品を浸漬(○L/日継ぎ足し) <めっき処理> クロム溶液(○%)にめっきのため製品を浸漬(○L/日継ぎ足し) 有害物質:六価クロム、硝酸	—
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	—	クロム溶液(○%)
その他参考となるべき事項	使用した溶液は再生機により、不純物を除去したのち再利用する。減少分は継ぎ足して使用する。 長期間使用しない場合は、産業廃棄物として処分する	めっき処理に使用

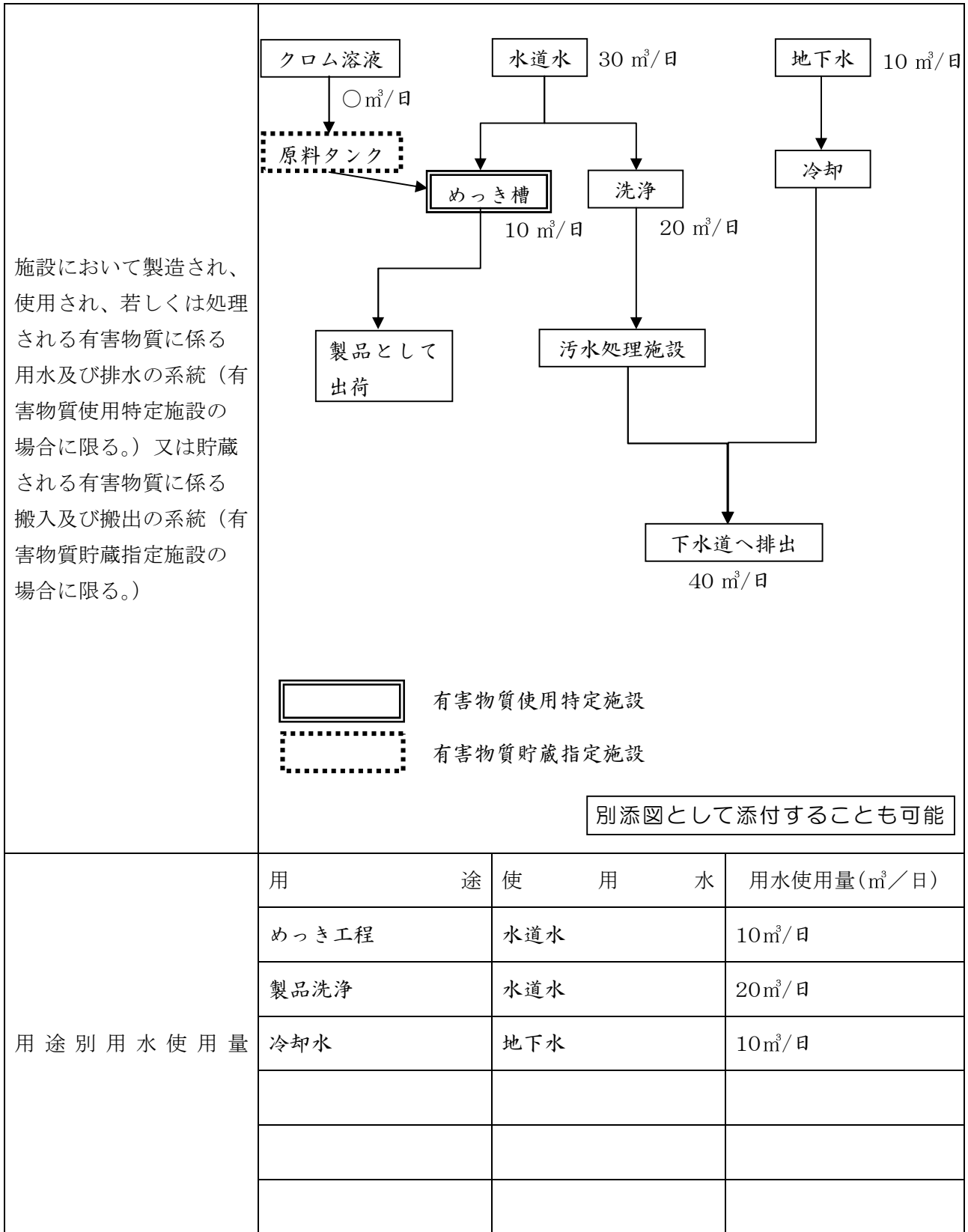
備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1 ドライクリーニング機（2台） （パーク使用機）	2 ドライクリーニング機（1台） （パーク使用機）
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 （67 洗たく業の用に供する洗浄施設）	有害物質使用特定施設 （67 洗たく業の用に供する洗 浄施設）
特定施設の場合は特定施設番号と名称を記入		
設置場所	工場棟1階 （配置は、別添図1のとおり）	工場棟1階 （配置は、別添図1のとおり）
特定施設及びこれに関連する主用機械等の配置図を添付する		
操業の系統	ドライクリーニングを行う 別添図2のとおり	ドライクリーニングを行う 別添図2のとおり
※原料から製品までの製造工程のフローシートを添付し、工程における特定施設、貯蔵施設を他の施設と区分する。		
使用時間間隔	週に2～3日程度使用し、使用時間帯は不規則	8～10時、12～16時
1日当たりの使用時間	4時間/回	6時間
使用の季節的変動	6月中旬～7月中旬3回/日 12月中旬～1月中旬1回/日 その他 2回/日	6月中旬～7月中旬 100%稼働 12月中旬～1月中旬 30%稼働 その他 70%稼働
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	<ドライクリーニング> パーク液（テトラクロロエチレン〇%）を使用し、パーク機でクリーニングする（〇L/日継ぎ足し） 有害物質：テトラクロロエチレン（パーク液）	<ドライクリーニング> パーク液（テトラクロロエチレン〇%）を使用し、パーク機でクリーニングする（〇L/日継ぎ足し） 有害物質：テトラクロロエチレン（パーク液）
貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	—	—
その他参考となるべき事項	使用した溶液は蒸留機により、不純物を除去したのち再利用する。減少分は継ぎ足して使用する。 スラッジは、産業廃棄物として処分する	使用した溶液は再生機により、不純物を除去したのち再利用する。減少分は継ぎ足して使用する。 スラッジは、産業廃棄物として処分する

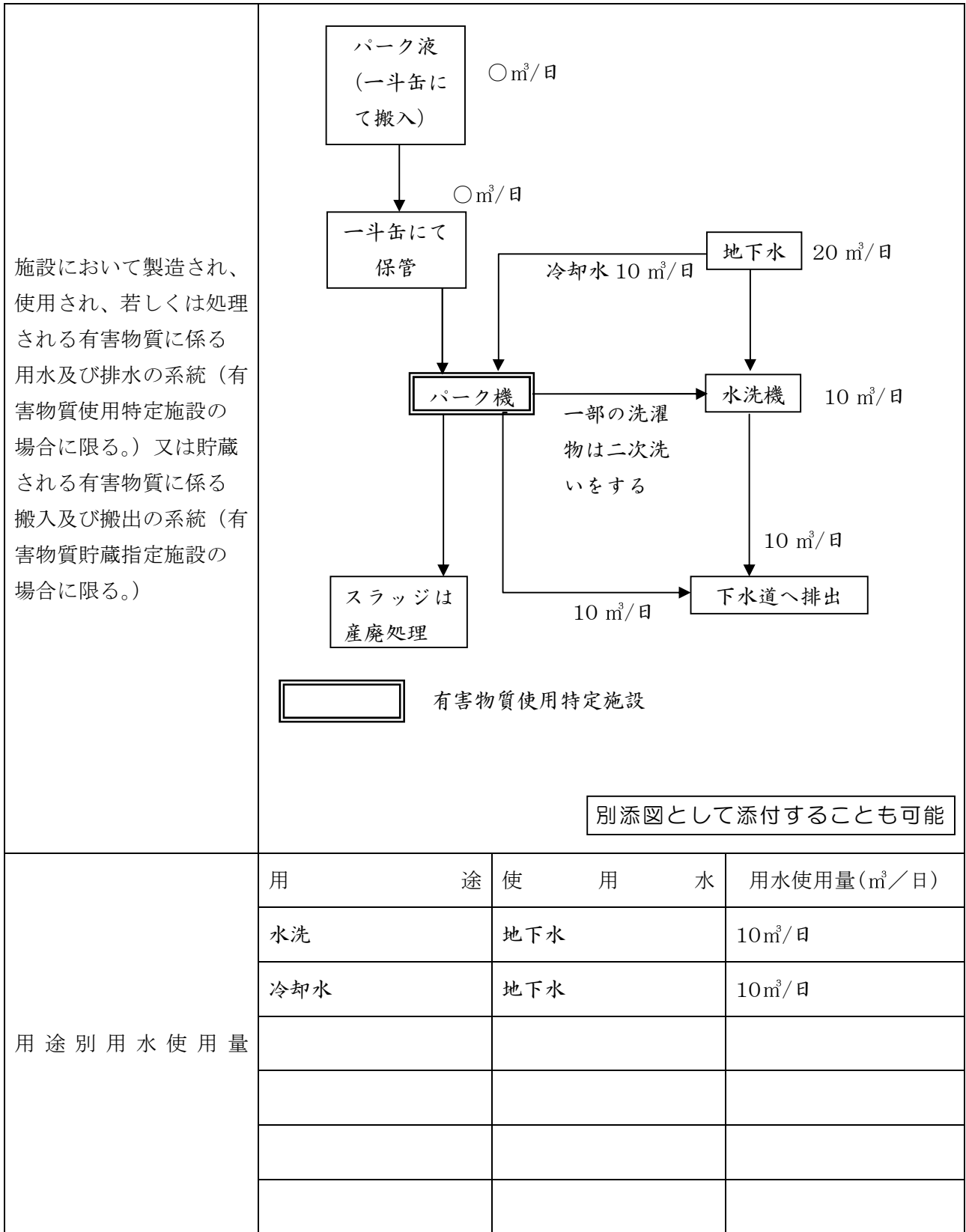
備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）



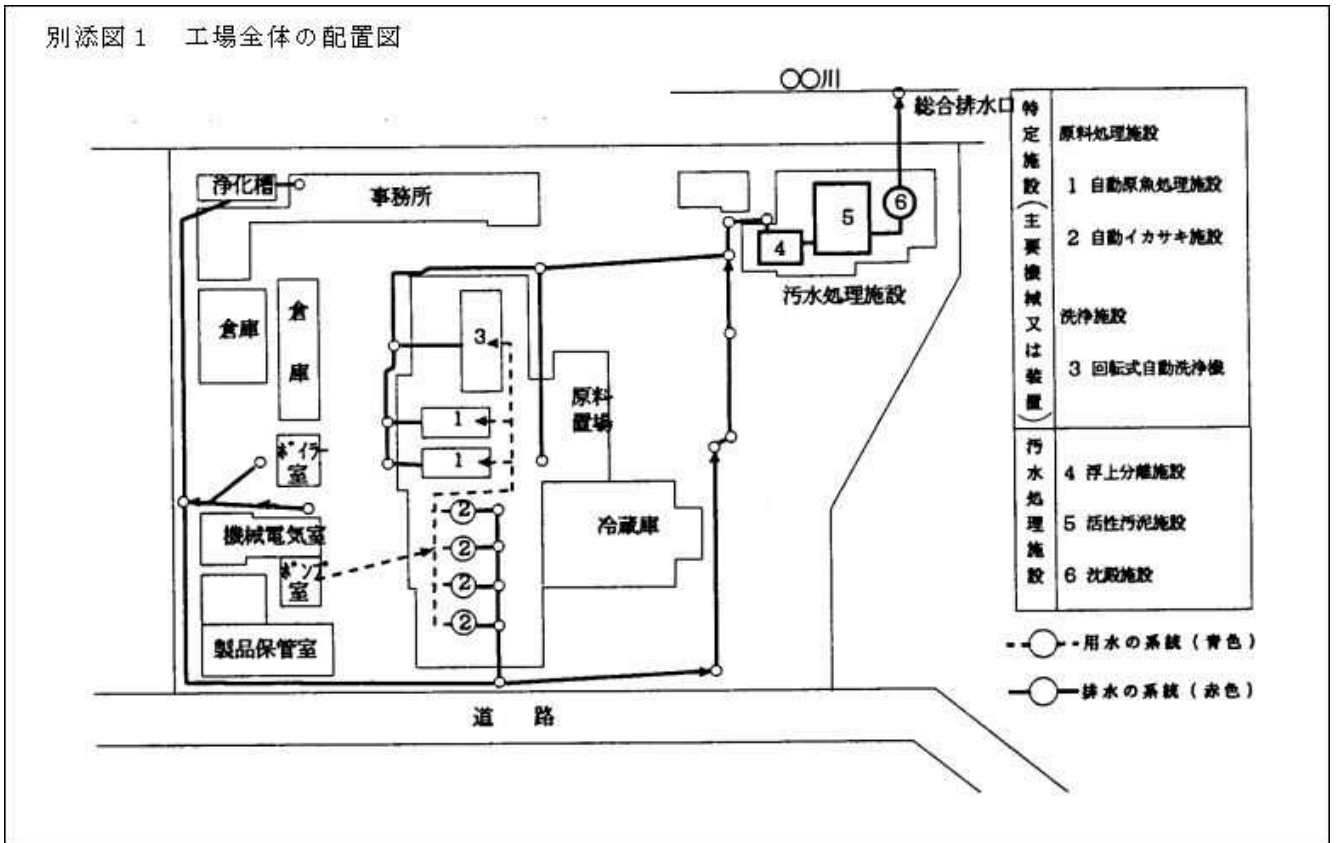
備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

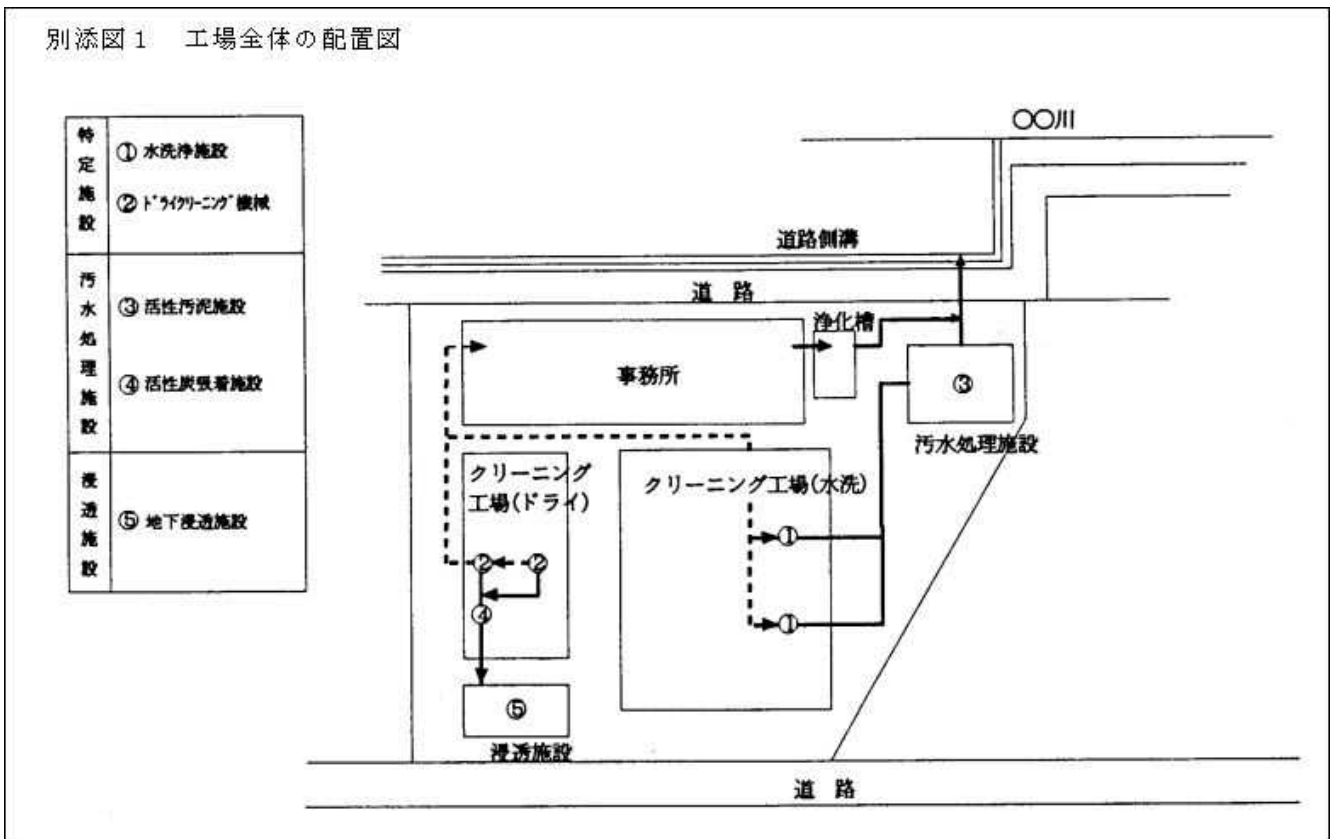


備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

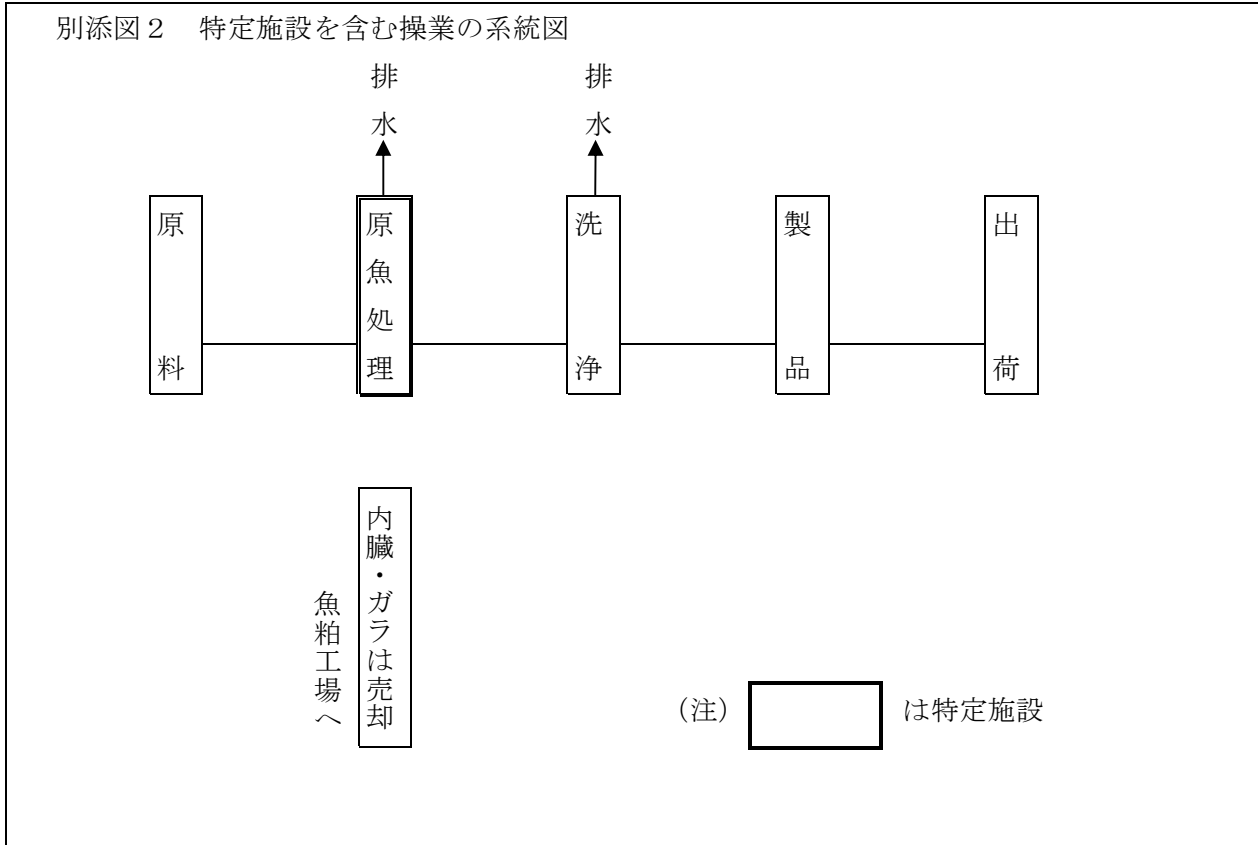
記載例 工場全体の配置図 (別添図1、その1)



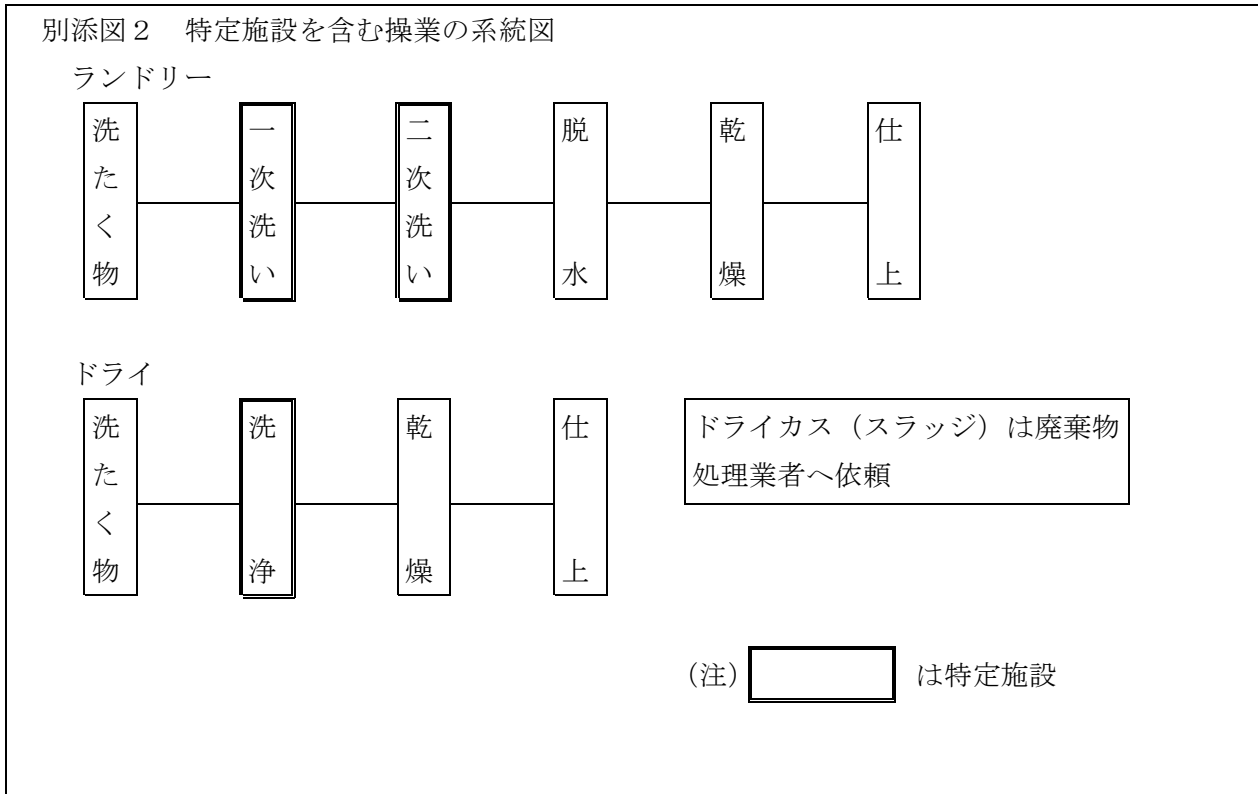
記載例 工場全体の配置図 (別添図1、その2)



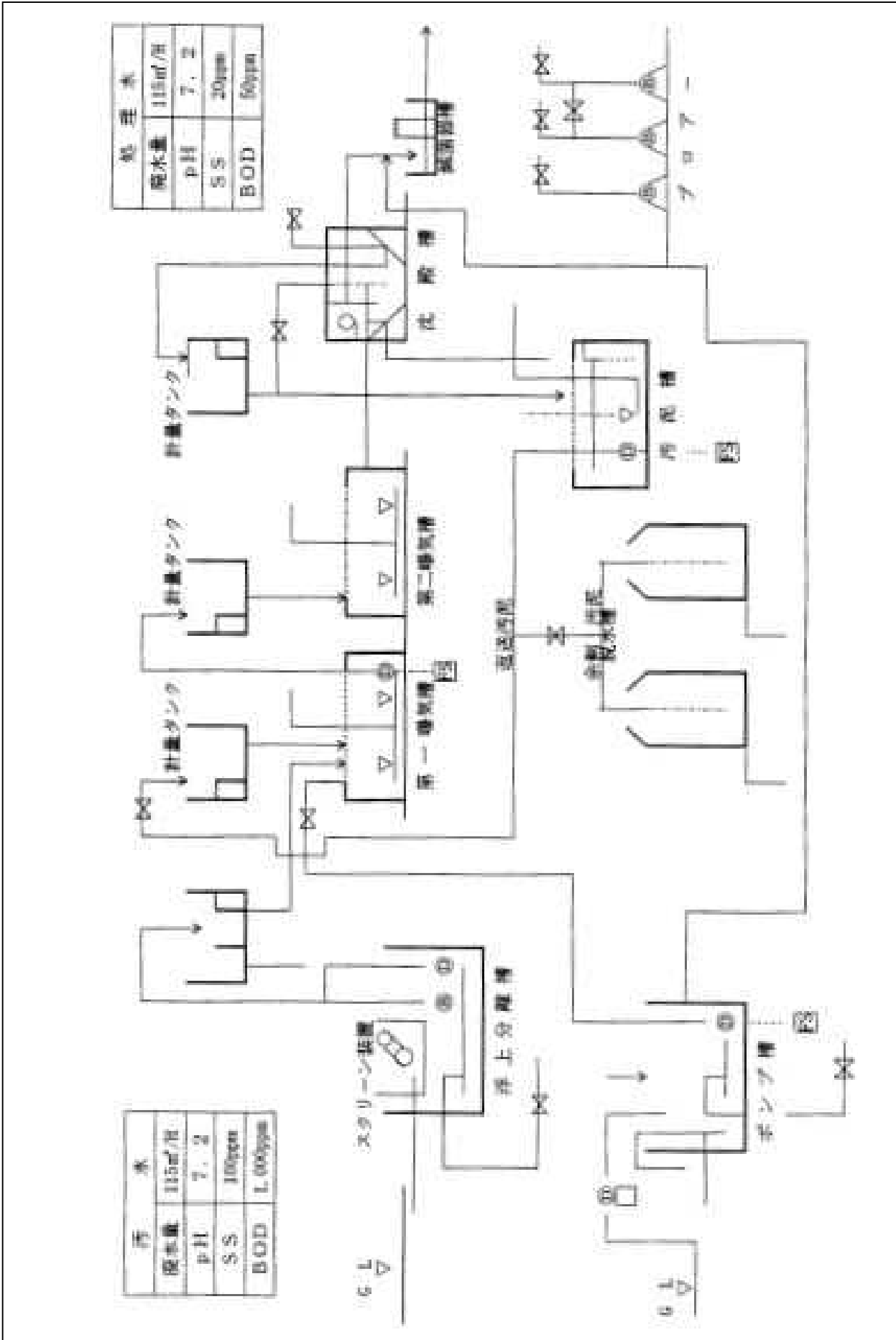
記載例 特定施設を含む操業の系統図 (別添図2、その1)

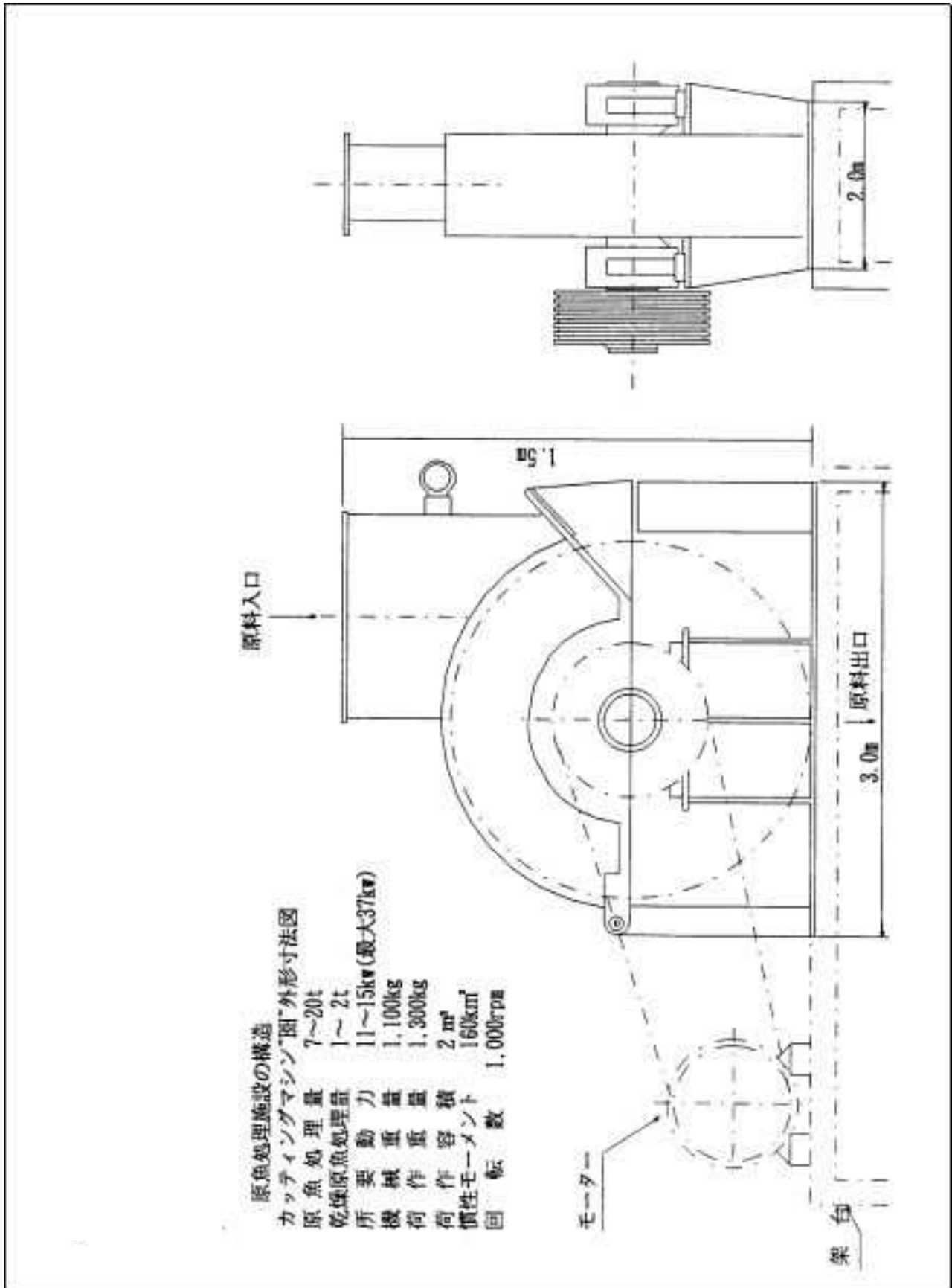


記載例 特定施設を含む操業の系統図 (別添図2、その2)

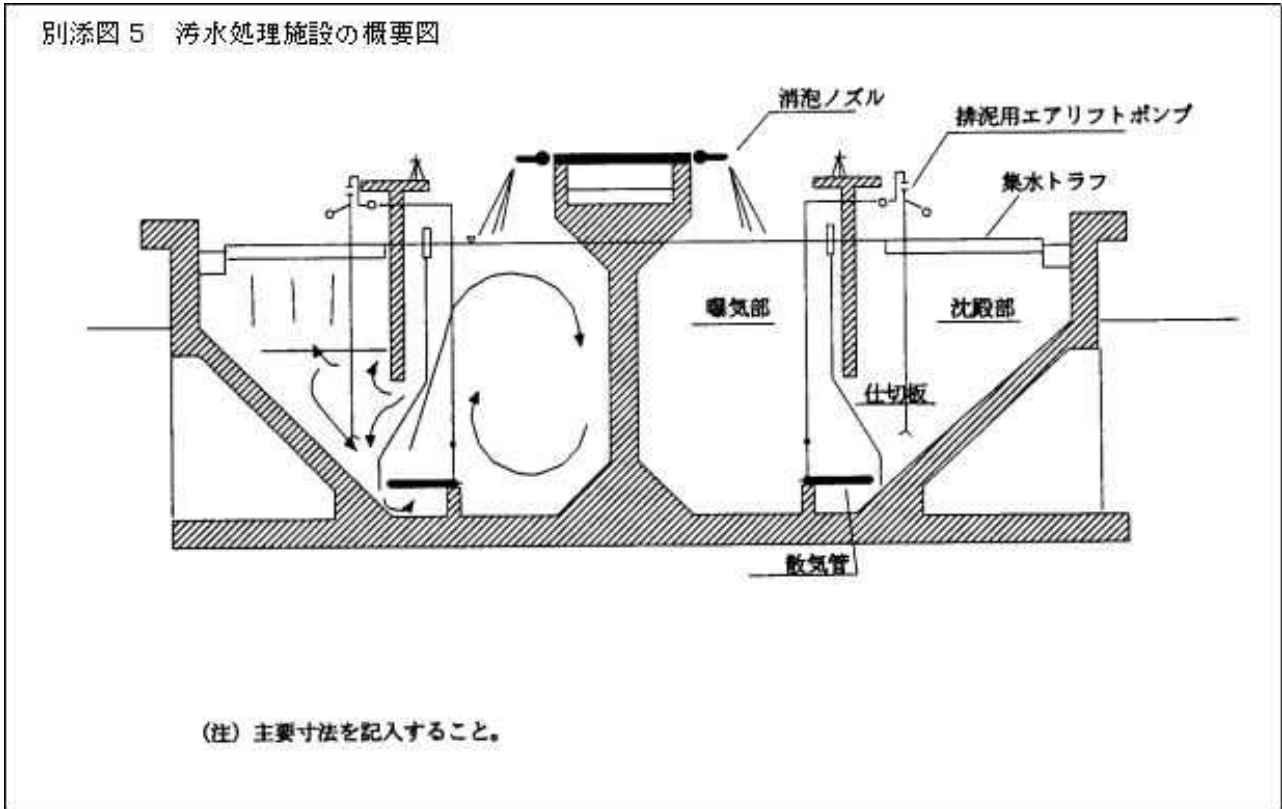


記載例 汚水処理の系統図 (別添図 3)

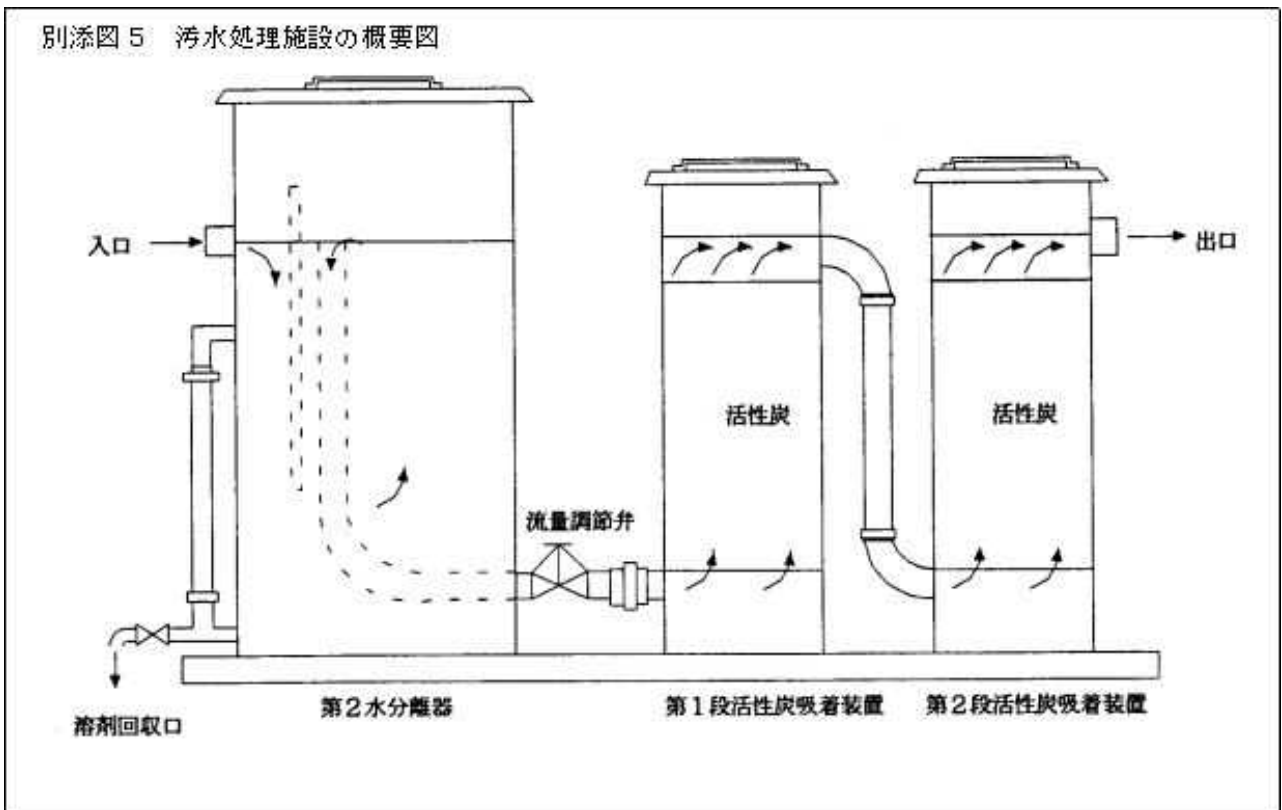


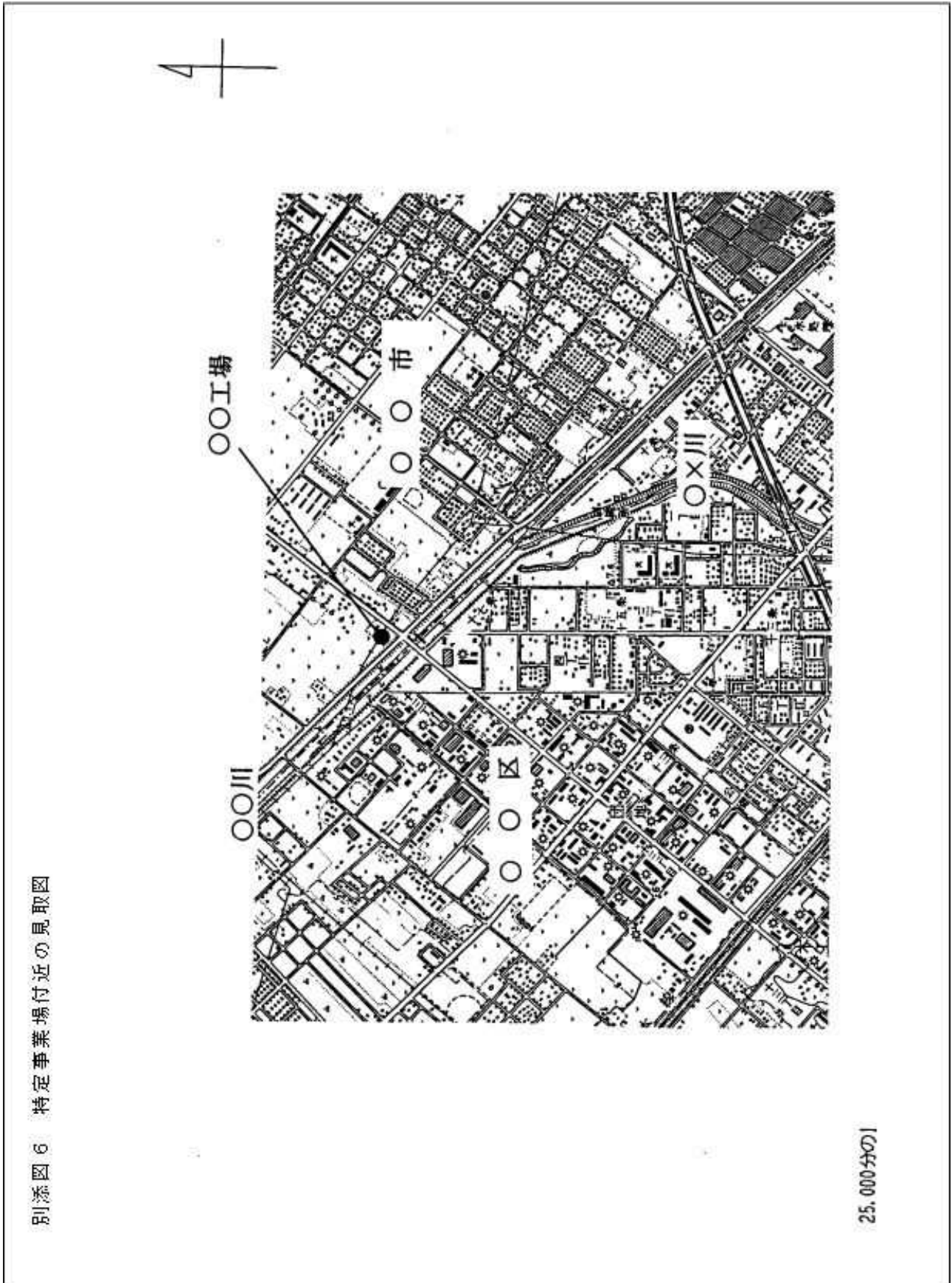


記載例 汚水処理施設の概要図 (別添図 5、その 1)



記載例 汚水処理施設の概要図 (別添図 5、その 2)





4 氏名変更等届出書の記載例

該当する事項以外は抹消する

氏名(名称、住所、所在地)変更届出書

(あて先) 札幌市長

本社・本店の名称、住所、及び
代表者役職、氏名(変更後)

年 月 日

届出者 〒

住 所 札幌市中央区北〇条西〇丁目 1-1

氏 名 〇〇水産株式会社 代表取締役 札幌太郎 印

該当する事項以外は抹消する

電話番号 (Tel 211-2882)

下記の法令等の規定に基づき、氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	代表取締役 北海花子	※ 整理番号	
			※ 受理年月日	年 月 日
変更の内容	変更後	代表取締役 札幌太郎	※ 施設番号	
			※ 備考	
変更年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ←		変更の生じた年月日を記入	
変更の理由	代表者の交代のため			
根拠法令等 (該当する項目の□にレ印を記入すること)	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法第11条 (第17条の12第2項または第18条の13第2項において準用する場合を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 水質汚濁防止法第10条 ← 該当する法令にし点を付ける <input type="checkbox"/> 騒音規制法第10条 <input type="checkbox"/> 振動規制法第10条 <input type="checkbox"/> 北海道公害防止条例第30条(第45条) <input type="checkbox"/> 札幌市生活環境の確保に関する条例 第35条、第48条、第65条、第74条、第98条(氏名、名称、住所または所在地のみの変更に限る。) <input type="checkbox"/> ダイオキシン類対策特別措置法第18条			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。なお、札幌市生活環境の確保に関する条例のみに基づく届出のみの場合は押印または署名は不要です。

5 特定施設等使用廃止届出書の記載例

特定施設等使用廃止届出書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

届出者 〒060-8611

住 所札幌市中央区北〇条西〇丁目 1-1

氏 名〇〇水産株式会社 代表取締役 札幌太郎

電話番号(Tel 211-2882)



下記の法令等の規定に基づき、特定施設等の使用を廃止したので、次のとおり届け出ます。

工場等の名称	〇〇水産株式会社 第一工場	※ 整理番号	
工場等の所在地	札幌市中央区北〇条西〇丁目 1-1	※ 受理年月日	年 月 日
特定施設等の種類	3のイ 水産動物原料処理施設 3のロ 洗浄施設	※ 施設番号	
特定施設等の設置場所	別紙のとおり	特定施設の位置が示されている図を添付する	
使用廃止年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	※ 備考	使用を廃止した年月日を記入
使用廃止の理由	〇〇〇のため	廃止した理由を記入す	
根拠法令等 (該当する項目の□にレ印を記入すること)	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法第11条 <small>(第17条の12第2項または第18条の13第2項において準用する場合を含む。)</small> <input checked="" type="checkbox"/> 水質汚濁防止法第10条 <input type="checkbox"/> 騒音規制法第10条 <small>(特定施設のすべての使用を廃止した場合に限る。)</small> <input type="checkbox"/> 振動規制法第10条 <small>(特定施設のすべての使用を廃止した場合に限る。)</small> <input type="checkbox"/> 北海道公害防止条例第30条(第45条) <input type="checkbox"/> 札幌市生活環境の確保に関する条例 第35条、第48条、第65条(騒音発生施設のすべての使用を廃止した場合に限る。)、第74条 <input type="checkbox"/> ダイオキシン類対策特別措置法第18条		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。なお、札幌市生活環境の確保に関する条例のみに基づく届出のみの場合は押印または署名は不要です。

6 承継届出書の記載例

承継届出書

本社・本店の名称、住所、及び
代表者役職、氏名（変更後）

年 月 日

（あて先）札幌市長

届出者 〒060-8611

住 所 札幌市中央区北〇条西〇丁目 1-1
氏 名 〇〇水産株式会社 代表取締役 札幌太郎
電話番号(Tel 211-2882)



承継した特定施設を設置している工場、事業場の名称及び住所を記入する

下記の法令等の規定に基づき、届出者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

工場等の名称	承継前	△△食品株式会社	※ 整理番号	
	承継後	〇〇水産株式会社 第一工場	※ 受理年月日	年 月 日
工場等の所在地		札幌市中央区北〇条西〇丁目	※ 施設番号	
特定施設等の種類		3の1 水産動物原料処理施設		
承継の年月日		平成〇〇年〇〇月〇〇日	変更の生じた年月日を記入	
被承継者	氏名又は名称	△△食品株式会社 代表取締役 北海花子	※ 承継前の所有者、使用者の氏名、名称、住所を記入する	
	住所	札幌市〇区北〇条西〇丁目 2-21		
承継の原因		会社合併のため	承継の生じた理由を記入す	
根拠法令等 (該当する項目の□にレ印を記入すること)	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法第12条第3項 (第17条の12第2項または第18条の13第2項において準用する場合を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 水質汚濁防止法第11条第3項 <input type="checkbox"/> 騒音規制法第11条第3項 <input type="checkbox"/> 振動規制法第11条第3項 <input type="checkbox"/> 北海道公害防止条例第31条第3項 (第46条) <input type="checkbox"/> 札幌市生活環境の確保に関する条例 第36条 (第49条、第66条、第75条、第99条、第113条において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項 <input type="checkbox"/> 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第6条の2第2項			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。なお、札幌市生活環境の確保に関する条例のみに基づく届出のみの場合は押印または署名は不要です。
 4 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関する承継届出書の場合、承継した事実を証する書類を添えて提出してください。

VI 参考

公害防止管理者制度について

1 本制度の目的

特定工場において、公害防止に関する専門的知識及び技能を有する公害防止管理者等から成る公害防止組織の設置を義務付けることにより、事業者の公害防止体制の整備を図ることを目的として、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（公害防止組織法または公害防止管理者法）が制定されています。（本法の体系図は、図 2 P94 のとおりです。）

2 特定工場

公害防止組織法において公害防止組織の設置（公害防止管理者の選任）が義務づけられている工場を「特定工場」といいます。対象となる特定工場は、製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属する事業を行っている工場で、下記 3 の要件を満たしている工場が対象となります。

3 対象施設（水質汚濁防止法関係）

水質汚濁防止法施行令別表第 1 の 2 号から第 59 号まで、第 61 号から第 63 号まで、第 63 号の 3、第 64 号、第 65 号から第 66 号の 2 まで、第 71 号の 5 及び第 71 号の 6 までに掲げる施設（ただし、第 62 号に掲げる施設で鉱山保安法第 2 条第 2 項の鉱山に設置されるものは除く）のいずれかを設置している工場であって、次の要件のいずれかに該当するものです。

- 上記施設を設置している工場で日平均排水量の合計が 1 千 m³ 以上のもの。
- 表 4 に掲げる要件を満たしている有害物質関係施設が設置されている工場で、排水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの。（これらの施設については、排水量の如何を問いません。）

4 公害防止管理者等の選任、届出等

特定工場を設置している事業者（以下「特定事業者」といいます。）は、次の公害防止管理者等の選任を行い、市長に届出を行わなければなりません。

また、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、罰則が科せられますのでご注意ください。

(1) 公害防止管理者等の種類について

ア 公害防止統括者

特定工場の公害防止対策の最高責任者となる者で、特に資格は必要としませんが、常時使用する従業員の総数 21 人以上の場合には必ず選任し、届出を行わなければなりません。工場長等の職責にある方等が適任です。

公害防止統括者の業務(水質汚濁防止法関係) 法 3 条 1 項 2 号

- 汚水等排出施設の使用の方法の監視並びに汚水等排出施設から排出され

る汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに付随する施設の維持及び使用に関すること

- 特定工場からの排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定及び記録に関すること
- 水質汚濁防止法第 14 条の 2 第 1 項に規定する特定施設についての事故時の措置及び排水水に係る緊急時の措置に関すること

イ 公害防止管理者

特定工場の公害防止対策の技術的事項を専門に分掌する者で、表 2 に掲げる施設区分ごとの有資格者が必要となります。

なお、汚水等排出施設については、有害物質の排出の有無及び工場の規模に応じて更に 4 つに分類され、施設の区分毎にそれぞれ必要な公害防止管理者を選任し、届出を行わなければなりません。

公害防止管理者の業務(水質汚濁防止法関係) 法 4 条 1 項 2 号

公害防止統括者の業務のうち、次の技術的事項

- 使用する原材料の検査
- 汚水等排出施設の点検
- 汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに付随する施設の操作、点検及び補修
- 排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定の実施及びその結果の記録
- 測定機器の点検及び補修
- 特定施設についての事故時における応急の措置の実施
- 排水水に係る緊急時における排水水の量の減少その他の必要な措置の実施

ウ 公害防止主任管理者

公害防止主任管理者は、公害防止総括者を補佐し、公害防止管理者を指導する者で、一定の有資格者（公害防止主任管理者又は、大気関係第 1 種又は第 3 種公害防止管理者で、かつ、水質関係第 1 種又は第 3 種公害防止管理者である者）が必要となります。

公害防止主任管理者の選任と届出が必要となる工場は、ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている特定工場で、各施設毎の最大湿り排出ガス量の合計が毎時 4 万 Nm³ 以上で、かつ、工場の日間平均排水量が 1 万 m³ 以上のものが該当します。

ただし、当該工場においてばい煙並びに汚水及び廃液の処理を確実に行うことができるものとして、ばい煙発生施設に係る公害防止管理者と当該ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設に係る公害防止管理者の選任につき同一人を選任する場合、又は、ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程と汚水等排出施設から排出される汚水若しくは廃液の処理工程が互いに独立している場合は除きます。

エ 代理者

公害防止管理者等が旅行、疾病その他の事故等によって業務の遂行ができない場合に備えて、必ずその者の代理者を選任し、届出を行わなければなりません。代理者の資格、選任の方法・時期、義務等は、公害防止管理者等に準じます。

(2) 公害防止管理者等の組織の体系について

特定工場において設置が義務付けられている公害防止管理者等の組織の体系（例）は図1のとおりです。また、公害防止管理者等の業務内容は、表3のとおりです。

図1 公害防止管理者等の組織体系

公害防止統括者 (工場長)	公害防止主任管理者 (有資格者)	公害防止管理者 (有資格者)
代理者 (副工場長)	代理者 (有資格者)	代理者 (有資格者)

(3) 選任について

特定事業者は、公害防止管理者（公害防止主任管理者）を選任すべき事由が発生した日から60日以内に一定の有資格者の内から選任し、公害防止統括者については、30日以内に選任しなければなりません。

(4) 届出について

特定事業者は、公害防止管理者を選任した日から30日以内に届出を行わなければなりません。

なお、選任、届出のフローは、図2のとおりです。

5 行政権限

(1) 市長は、公害防止管理者等が本法等公害関係法令に違反したときは、特定事業者に対し、これらの者の解任を命令できます。

(2) 市長は、本法の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、公害防止管理者等の職務の実施状況の報告を求め、又は特定工場に立ち入り、書類等を検査できます。

6 公害防止管理者等の資格等

公害防止管理者等の資格は、各区分ごとに実施される国家試験に合格した者、又は一定の要件に該当する者で、それぞれの区分ごとに行われる資格認定講習を終了した者に与えられます。

国家試験、資格認定講習等は、道内では次のとおり実施されます。

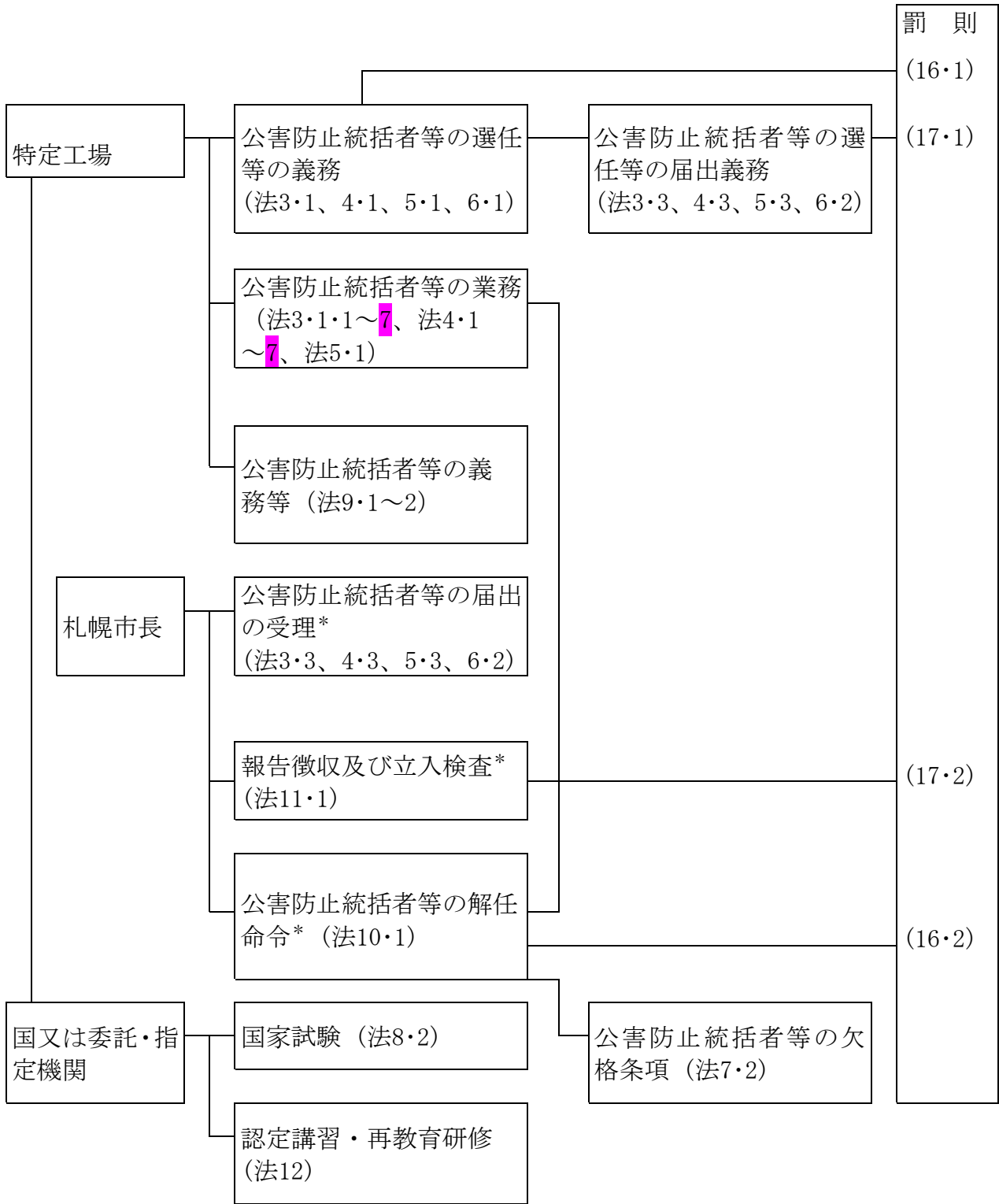
区 分	実 施 機 関	実施時期	開催地
国家試験	一般社団法人 産業環境管理協会 公害防止管理者試験センター	9, 10月頃	札幌市
認定講習会	一般社団法人 産業環境管理協会 北海道分室	1月頃	札幌市
	一般社団法人 日本砕石協会道地方本部 (粉じん関係のみ実施)	不定期	札幌市
国家試験受験 講習会※	一般社団法人 産業環境管理協会	7, 8月頃	札幌市
リフレッシュ 研修※	一般社団法人 産業環境管理協会	9月頃	札幌市

※ 国家試験の受験に向けた講習会等であり、資格を得られるものではありません。

7 本制度に関する照会先

本制度について疑問の点がありましたら、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課(011-211-2882)に照会して下さい。

図2 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の法体系について（関係分）



* 市長の権限に属する事務は、届出の受理、報告徴収及び立入検査、公害防止統括者等の解任命令の3つの事務です。

表2 施設の区分別公害防止管理者の種類及び資格者の種類
(施行令8条および11条 水質関係抜粋)

施設の区分	公害防止管理者の種類	資格者の種類
⑤ 令第7条第2項第1号に掲げる汚水等排出施設（水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させている汚水等排出施設）で排出水量が1日当たり1万m ³ 以上の工場に設置されるもの	水質関係第1種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者
⑥ 令第7条第2項第1号に掲げる汚水等排出施設（水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させている汚水等排出施設）で排出水量が1日当たり1万m ³ 未満の工場に設置されるもの	水質関係第2種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者又は水質関係第2種有資格者
⑦ 令第7条第2項第2号に掲げる汚水等排出施設（BOD・SS等のいわゆる生活環境項目が問題となる汚水等排出施設）で排出水量が1日当たり1万m ³ 以上の工場に設置されるもの	水質関係第3種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者又は水質関係第3種有資格者
⑧ 令第7条第2項第2号に掲げる汚水等排出施設（BOD・SS等のいわゆる生活環境項目が問題となる汚水等排出施設）で排出水量が1日当たり1万m ³ 未満の工場に設置されるもの（注1）	水質関係第4種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者、水質関係第2種有資格者、水質関係第3種有資格者又は水質関係第4種有資格者（注2）

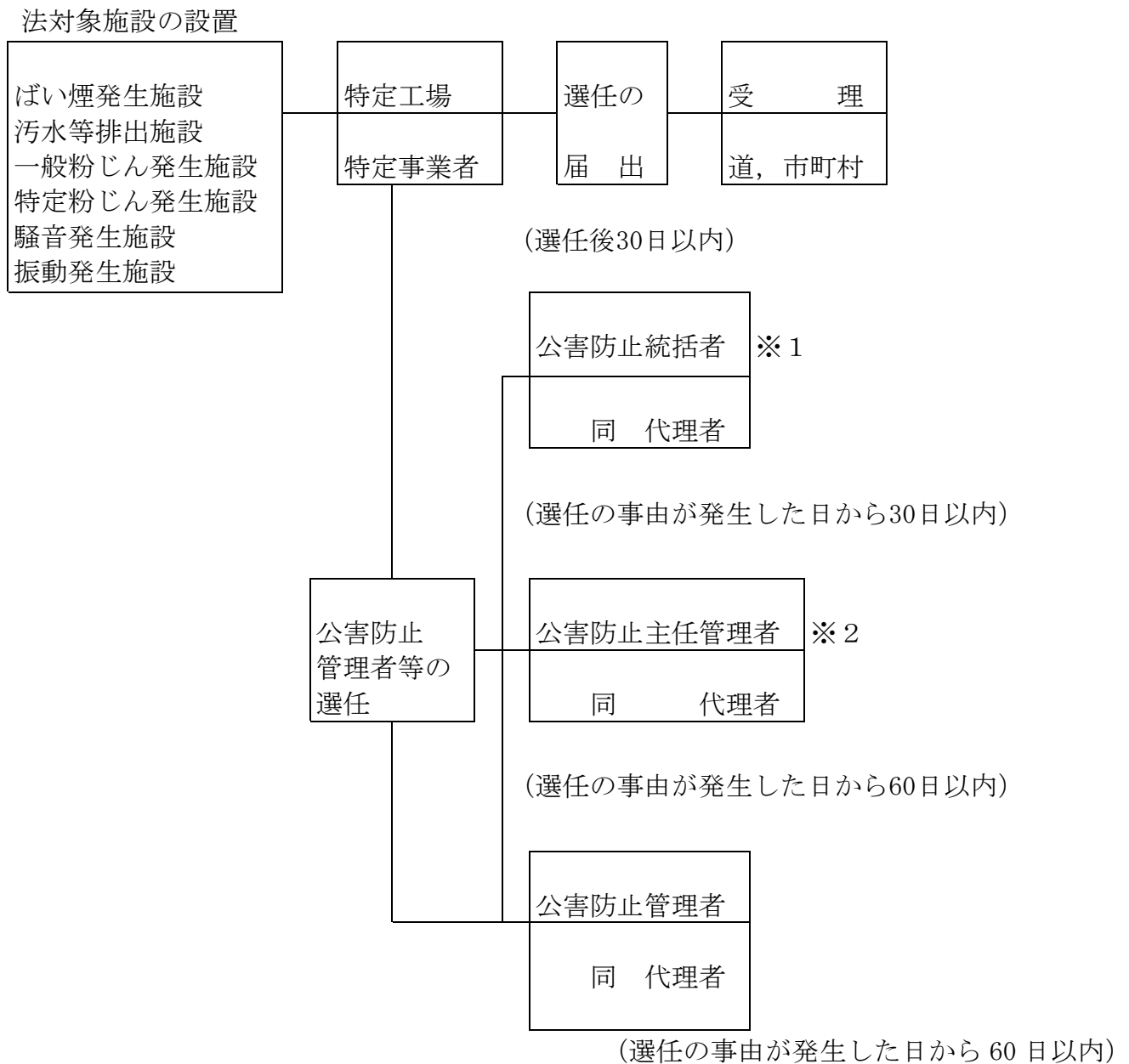
(注) 1 令第7条第2項第1号に掲げる汚水等排出施設が設置されていない工場で排出水量が1日当たり1,000m³未満のものは法の対象とならない（令第3条第2項第2号）。

2 水質関係第4種有資格者とは、水質関係第4種公害防止管理者試験に合格した者又は令別表第3の8の項の下欄に掲げる者をいうものとする。

表3 公害防止管理者等の業務一覧（汚水等排出施設を設置する特定工場）

<p>公害防止統括者</p>	<p>① 汚水等排出施設の使用の方法監視並びに汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること</p> <p>② 排水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定記録に関すること</p> <p>③ 特定施設についての事故時の措置及び排水に係る緊急時の措置に関すること</p>
<p>公害防止管理者</p>	<p>上記の①～③に掲げる業務のうち、次の技術的事項</p> <p>a 使用する原材料の検査</p> <p>b 汚水等排出施設の点検</p> <p>c 汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修</p> <p>d 排水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定の実施及びその結果の記録</p> <p>e 測定機器の点検及び補修</p> <p>f 特定施設についての事故時における応急措置の実施</p> <p>g 排水に係る緊急時における排水の量の減少その他の必要な措置の実施</p>
<p>公害防止主任管理者</p>	<p>上記の技術的事項について公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する</p>

図3 公害防止管理者等の選任、届出について



※1 常時使用する従業員数が21人以上の場合に限る。

※2 ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている特定工場で湿り最大排出ガス量が毎時4万Nm³/h以上でかつ日平均排出水量が1万m³以上の場合に限る。

表4 汚水等排出施設（有害物質関係）

水濁法 特定施設 番号	要件
19	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。
22	六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。
23の2	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルム of 現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。
24	ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。
25	-
26	カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。
27	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。
28	塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。
29	-
31	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。
32	トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る
33	塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート of 製造の用に供するものに限る。
34	テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る
35	2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る

37	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として製造するものに限る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。)、高級アルコール(一分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)、アルキルベンゼン(ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。
38の2	-
41	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。
43	-
46	有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る
47	水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る
48	ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る
50	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る
51	トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。
53	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る
58	ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の生成の用に供するものに限る。
61	コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。

62	銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る
63	液体浸炭による焼き入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。
63の3	-
64	コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。
65	クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る
66	カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。
66の2	-
71の5	-
71の6	-

様式第 1 (第 4 条関係)

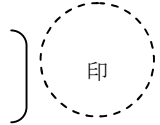
公害防止統括者 (同代理者) 選任、死亡・解任届出書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

届出者 住所
(代表者) 氏名

(代理人 住所
氏名
電話番号)



(代理者に届出の手続を行わせる場合は委任状を添付してください)

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第 3 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		※整理番号	
特定工場の所在地		※受理年月日	
特定事業者の常時使用する従業員数		※特定工場の番号	
選任年月日	年 月 日		
公害防止統括者 (同代理者)	職名		
	氏名		
選任の事由			
死亡・解任年月日	年 月 日		
公害防止統括者 (同代理者)	職名		
	氏名		
解任の事由			

備考

- ※印の欄は記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第2（第7条関係）

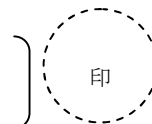
公害防止管理者（同代理者）選任、死亡・解任届出書

年 月 日

（あて先）札幌市長

届出者 住 所
（代表者）氏 名

（ 住 所
代理者 氏 名
電話番号



（代理者に届出の手続を行わせる場合は委任状を添付してください）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称			※整理番号	
特定工場の所在地			※受理年月日	年 月 日
大気関係	排出ガス量	m^3_N/h	※特定工場の番号	※備考
	ばい煙発生施設の 種類	別紙のとおり		
水質関係	排出水量	$m^3/日$		
	特定地下浸透水の 浸透の有無			
	汚水等排出施設の 種類	別紙のとおり		
騒音関係	騒音発生施設の 種類			
振動関係	振動発生施設の 種類			
特定粉じん関係	特定粉じん 発生施設の種類			
一般粉じん関係	一般粉じん 発生施設の種類			
ダイオキシン類 関係	ダイオキシン類 発生施設の種類			

備考

- ※印の欄は記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

公害防止管理者 〔公害防止管理の〕 代理者	選 任 年 月 日	年 月 日
	職 名	
	氏 名	
	担 任 業 務 の 範 囲	
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	
選 任 の 事 由		
公害防止管理者 〔公害防止管理の〕 代理者	(死 亡 ・ 解 任) 年 月 日	年 月 日
	職 名	
	氏 名	
	担 任 業 務 の 範 囲	
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	
解 任 の 事 由		

備考

- 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 6 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

汚水等排出施設の種類

	番号	施設の名称	項番号	施設の規模	施設の用途
有害物質を発生する施設	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
有害物質を発生する施設以外の施設	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				

注1 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる名称を記載すること。

注2 「号番号」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号を記載すること。

注3 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

注4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3（第9条関係）

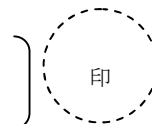
公害防止主任管理者（同代理者）選任、死亡・解任届出書

年 月 日

（あて先）札幌市長

届出者 住 所
（代表者）氏 名

（ 住 所
代理者 氏 名
電話番号



（代理者に届出の手続を行わせる場合は委任状を添付してください）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第5条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		※整理番号		
特定工場の所在地		※受理年月日		
排出ガス量	m^3_N/h	※特定工場の番号		
排出水量	$m^3/日$	※備考		
選任年月日	年 月 日			
公害防止主任管理者（同代理者）	職名			
	氏名			
選任の事由				
死亡・解任年月日	年 月 日			
公害防止主任管理者（同代理者）	職名			
	氏名			
解任の事由				

備考

- ※印の欄は記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第三の二(第十条の二関係)

承継届出書

年 月 日

札幌市長 殿

氏名又は名称及び住所並
届出者 びに法人にあつては、そ 印
の代表者の氏名

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定による届出をした特定事業者の地位を承継したので、同法第6条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		※ 整理番号	
特定工場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
承継の年月日		年 月 日	※ 特定工場の番号
被承継者	氏名又は職名	※ 備考	
	住所		
承継の原因			

備考 1 ※ 印の欄は記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。

3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第三の三（第十条の二関係）

相続同意証明書

年 月 日

札幌市長 殿

証明者 氏名
住所

印

次のとおり、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者について、相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所

- 2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

- 3 相続開始の年月日

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

2 証明者は、特定事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。

相続証明書

年 月 日

札幌市長殿

氏名又は名称及び住所並びに
証明者 法人にあつてはその代表者の氏名 印

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の氏名 印

次のとおり、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者について、相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者の地位を承継した者の氏名及び住所

3 相続開始の年月日

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 証明者は、2人以上とすること。